学 生 便 覧

IDEC HANDBOOK

平 成 ２４ 年 度

（２０１２年度）

広島大学大学院国際協力研究科

GRADUATE SCHOOL FOR INTERNATIONAL
DEVELOPMENT AND COOPERATION
HIROSHIMA UNIVERSITY

広 島 大 学

広 島 大 学 学 年 暦
Academic Calendar

学期区分 Semester

前　期 First Semester	春　季　休　業 Spring Vacation	４月　１日　～　４月　８日 April 1 to April 8
	授　　業 Classes	４月　９日　～　７月３１日 April 9 to July 31
	夏　季　休　業 Summer Vacation	８月　１日　～　９月３０日 August 1 to September 30
後　期 Second Semester	授　　業 Classes	１０月　１日　～　１２月２３日 October 1 to December 23
	創　立　記　念　日 University Foundation Day	１１月　５日（休業日） November 5
	冬　季　休　業 Winter Vacation	１２月２４日　～　１月　７日 December 24 to January 7
	授　　業 Classes	１月　８日　～　２月１１日 January 8 to February 11
	学　年　末　休　業 End-of-Academic-Year Holidays	２月１２日　～　３月３１日 February 12 to March 31

※授業日数が不足する曜日について，次の方法により補講を行う。
　　不足する回数分を，必要回数を超える他の曜日に振り替えることとする。
　　上記の方法でもなお不足する回数分は，次のとおり休業期間内に割り当てる。
（１）前期にあっては夏季休業の開始日から順次割り当てる。
　　ただし，８月６日は平和記念日のため割り当てない。
（２）後期にあっては冬季休業中に割り当てる。

授業時間 Class Schedule

時限 Period	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	9（※）	10（※）
時間 Time	8:45 ～ 9:30	9:30 ～ 10:15	10:30 ～ 11:15	11:15 ～ 12:00	12:50 ～ 13:35	13:35 ～ 14:20	14:35 ～ 15:20	15:20 ～ 16:05	16:20 ～ 17:05	17:05 ～ 17:50	16:20 ～ 17:05	17:10 ～ 17:55

（※）を付した時限は, 45 分授業を実施する場合の時限を示す。
Note: Periods marked with (※) are separated by a 5 minute break.

目　　次

Ⅰ．教務関係
１．広島大学大学院規則---------- 1
２．広島大学大学院国際協力研究科細則---------- 17
（別表・・・授業科目及び単位数，履修基準及び履修方法）
３．広島大学学位規則---------- 27
４．広島大学学位規則国際協力研究科内規---------- 32
５．広島大学大学院国際協力研究科修士論文審査及び最終試験等実施要領----- 35
６．後期課程への進学について---------- 39
７．博士課程後期修了（課程博士）のための手引き---------- 40
８．教育職員免許状の取得について---------- 53
９．履修手続きについて---------- 54
１０．既修得単位等の認定に関する申合せ---------- 55
１１．身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について------- 56
１２．長期履修学生制度について---------- 59
１３．大学院共通授業科目等について---------- 60
Ⅱ．学生生活関係
１．学生への連絡について---------- 65
２．学生証について---------- 65
３．構内駐車証について---------- 65
４．休学，退学について---------- 65
５．授業料免除・徴収猶予・月割分納について---------- 65
６．奨学金について---------- 66
７．各種証明書の発行について---------- 66
８．連絡先変更届について---------- 67
９．学生健康保険組合の医療給付について---------- 67
１０．学生教育研究災害障害保険制度について---------- 67
１１．保健管理センター案内---------- 68
１２．広島大学附属図書館利用案内---------- 70
１３．日本学生支援機構奨学金について---------- 74
１４．各種の届・願出及び証明等について---------- 76
１５．事件・事故発生時の対応マニュアル---------- 77
１６．気象警報の発令，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における
授業等の取扱いについて---------- 78
Ⅲ．規程関係
１．広島大学通則---------- 79
２．広島大学学生交流規則---------- 95
３．広島大学授業料等免除及び猶予規則---------- 99
４．広島大学学生生活に関する規則---------- 103
５．広島大学学生証取扱細則---------- 105
６．広島大学研究生規則---------- 107
７．広島大学外国人研究生規則---------- 109
８．広島大学科目等履修生規則---------- 112
９．広島大学既修得単位等の認定に関する細則---------- 115
１０．広島大学長期履修の取扱いに関する細則---------- 117
１１．広島大学大学院共通授業科目に関する細則---------- 118
１２．広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則---------- 121
１３．広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則---------- 123
Ⅳ．外国人留学生案内（GUIDE FOR INTERNATIONAL STUDENTS） ---------- 127
Ⅴ．その他
○　教員研究室電話番号等一覧---------- 171
○　キャンパス配置図---------- 173
○　国際協力研究科平面図（１～８階）---------- 174

Ⅰ．教　　務　　関　　係

１．広島大学大学院規則

（平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号）

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 3 号）
（全部改正）
広島大学大学院規則

目次

第 1 章　総則（第 1 条－第 13 条）
第 2 章　入学（第 14 条－第 24 条）
第 3 章　教育課程（第 25 条－第 36 条）
第 4 章　休学，退学及び転学（第 37 条－第 39 条）
第 5 章　賞罰及び除籍（第 40 条－第 42 条）
第 6 章　課程の修了及び学位の授与（第 43 条－第 48 条）
第 7 章　授業料（第 49 条）
第 8 章　特別研究学生（第 50 条－第 52 条）
第 9 章　研究生及び科目等履修生等（第 53 条－第 54 条の 3）
第 10 章　教員組織（第 55 条）
第 11 章　雑則（第 56 条・第 57 条）
附則

第 1 章　総則

（趣旨）

第 1 条　この規則は，広島大学学則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号）第 18 条の規定に基づき，広島大学大学院（以下「本学大学院」という。）の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

（本学大学院の目的）

第 2 条　本学大学院は，広島大学の理念に立脚し，学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する研究者及び高度専門職業人を養成することにより，世界の学術文化の進展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（本学大学院の課程）

第 3 条　本学大学院に，修士課程，博士課程及び専門職学位課程を置く。

2　博士課程（医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻を除く。）は，前期の課程（以下「博士課程前期」という。）及び後期の課程（以下「博士課程後期」という。）に区分する。

3　博士課程前期は，修士課程として取り扱うものとする。

4　第２項の規定にかかわらず，教育研究上必要がある場合においては，博士課程後期のみの博士課程を置くことができる。

（課程及び専攻等）

第４条　本学大学院の各研究科に，次の課程及び専攻を置く。

総合科学研究科（博士課程）
　総合科学専攻
文学研究科（博士課程）
　人文学専攻
教育学研究科（博士課程）
　学習科学専攻（博士課程前期）
　特別支援教育学専攻（博士課程前期）
　科学文化教育学専攻（博士課程前期）
　言語文化教育学専攻（博士課程前期）
　生涯活動教育学専攻（博士課程前期）
　教育学専攻（博士課程前期）
　心理学専攻（博士課程前期）
　高等教育開発専攻（博士課程前期）
　学習開発専攻（博士課程後期）
　文化教育開発専攻（博士課程後期）
　教育人間科学専攻（博士課程後期）
社会科学研究科（博士課程）
　法政システム専攻
　社会経済システム専攻
　マネジメント専攻
理学研究科（博士課程）
　数学専攻
　物理科学専攻
　化学専攻
　生物科学専攻
　地球惑星システム学専攻
　数理分子生命理学専攻
先端物質科学研究科（博士課程）
　量子物質科学専攻
　分子生命機能科学専攻
　半導体集積科学専攻
医歯薬保健学研究科（博士課程）
　医歯薬学専攻
　口腔健康科学専攻
　薬科学専攻
　保健学専攻
　医歯科学専攻（修士課程）

工学研究科(博士課程)
機械システム工学専攻
機械物理工学専攻
システムサイバネティクス専攻
情報工学専攻
化学工学専攻
応用化学専攻
社会基盤環境工学専攻
輸送・環境システム専攻
建築学専攻
生物圏科学研究科(博士課程)
生物資源科学専攻
生物機能開発学専攻
環境循環系制御学専攻
国際協力研究科(博士課程)
開発科学専攻
教育文化専攻
法務研究科(専門職学位課程)
法務専攻

(収容定員)

第5条　本学大学院の収容定員は，別表のとおりとする。

(修士課程及び博士課程前期の標準修業年限)

第6条　修士課程及び博士課程前期の標準修業年限は，2年とする。ただし，教育研究上の必要があると認められる場合は，各研究科の定めるところにより，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限は，2年を超えるものとすることができる。

2　前項の規定にかかわらず，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，教育研究上の必要があり，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは，各研究科の定めるところにより，標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(博士課程後期の標準修業年限)

第7条　博士課程後期の標準修業年限は，3年とする。

(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限)

第8条　医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限は，4年とする。

(法務研究科の標準修業年限)

第9条　法務研究科の標準修業年限は，3年とする。

(在学年限)

第10条　本学大学院における同一研究科に在学し得る年限は，修士課程又は博士課程前期は4年(2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該

標準修業年限の2倍の年数)，博士課程後期及び法務研究科は6年，医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻は8年とする。

(学年)

第11条　学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条　学年は，前期及び後期の2期に分け，前期を4月1日から9月30日まで，後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

(休業日)

第13条　学年中の定期休業日は，次のとおりとする。

(1)　日曜日及び土曜日(社会科学研究科のマネジメント専攻にあっては日曜日及び月曜日)

(2)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3)　創立記念日　11月5日

(4)　春季休業　4月1日から4月8日まで

(5)　夏季休業　8月1日から9月30日まで

(6)　冬季休業　12月24日から翌年1月7日まで

2　学長は，特別の事情があるときは，前項第4号から第6号までの休業日を変更することができる。

3　臨時の休業日は，その都度別に定める。

4　特別の事情があるときは，前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章　入学

(入学の時期)

第14条　入学の時期は，学年の始めとする。

2　前項の規定にかかわらず，学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第15条　修士課程若しくは博士課程前期又は法務研究科に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者

(3)　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5)　我が国において，外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6)　専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7)　文部科学大臣の指定した者

(8)　法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって，その後に入学させる本学大学院において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9)　本学大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって，22 歳に達したもの

(10)　大学に 3 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって，本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

第 16 条　博士課程後期に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　修士の学位又は専門職学位(法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者

(2)　外国において，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4)　我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5)　国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者

(6)　文部科学大臣の指定した者

(7)　本学大学院において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者であって，24 歳に達したもの

第 17 条　医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学の医学，歯学，薬学又は獣医学の学部において医学，歯学又は修業年限 6 年の薬学若しくは獣医学を履修してこれらの学部を卒業した者

(2)　法第 104 条第 4 項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位(専攻分野が医学，歯学又は獣医学)を授与された者

(3)　外国において，学校教育における 18 年の課程(最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学)を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学)を修了した者

(5)　我が国において，外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6)　文部科学大臣の指定した者

(7)　法第102条第2項の規定により大学院(医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に入学した者であって，その後に入学させる本学大学院において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(8)　本学大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって，24歳に達したもの

(9)　大学の医学，歯学若しくは獣医学を履修する課程又は薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに4年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって，本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(入学出願手続)

第18条　本学大学院に入学を志願する者は，所定の期間内に，検定料30,000円を納付の上，別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学大学院に提出しなければならない。

2　法務研究科における次条に規定する入学試験において，出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は，前項の規定にかかわらず，第1段階目の選抜に係る額は7,000円とし，第2段階目の選抜に係る額は23,000円とする。

3　第1項の規定は，第39条第1項の規定により入学を志願する場合について準用する。

(入学試験)

第19条　入学志願者に対しては，入学試験を行う。

2　前項の入学試験については，別に定める。

(合格者の決定)

第20条　入学を許可すべき者は，各研究科の教授会の議を経て，学長が決定する。

(入学手続)

第21条　入学の許可を受けようとする者は，指定の期日までに，別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに，入学料282,000円を納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第22条　前条の規定にかかわらず，特別の事情がある者には，入学料の全額又は半額を免除し，又はその徴収を猶予することができる。

2　前条の規定にかかわらず，別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生には，入学料の全額を免除することができる。

3　前2項に定めるもののほか，入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は，別に定める。

(入学許可)

第23条　学長は，第21条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第24条　既納の検定料及び入学料は，返還しない。

2　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当するときは，納付した者の申出により，当該各号に規定する額を返還する。

(1)　法務研究科における第19条に規定する入学試験において，第1段階目の選抜を行い，第2段階目の選抜を行う場合に，検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき　23,000円

(2)　検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき　その検定料相当額

(3)　入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき　その入学料相当額

第3章　教育課程

(授業科目及び履修方法)

第25条　本学大学院の授業科目及びその履修方法は，各研究科が定める。

2　本学大学院の授業科目のうち，複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目については，別に定める。

(授業の方法及び単位数の計算の基準)

第26条　本学大学院の授業の方法については通則第19条の2の規定を，単位数の計算の基準については通則第19条の3の規定を準用する。

(研究指導)

第27条　本学大学院の学生(法務研究科の学生を除く。)は，その在学期間中に，それぞれの専攻において定められた授業科目を履修し，第43条第1項に規定する単位を修得し，かつ，学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を受けなければならない。ただし，第16条第2号から第7号までの規定により，大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が，博士課程後期に入学した場合の授業科目の履修及び単位の修得については，この限りでない。

2　各研究科(法務研究科を除く。)は，教育上有益と認めるときは，あらかじめ他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院等と協議の上，学生が，当該他の大学院若しくは研究所等において，又は休学することなく当該外国の大学院等に留学し，必要な研究指導を受

けることを認めることができる。ただし，修士課程及び博士課程前期の学生について認める場合は，当該研究指導を受ける期間は，1年を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第28条　本学大学院の課程においては，教育上特別の必要があると認められる場合は，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の授与)

第29条　単位の授与については，通則第19条の4の規定を準用する。この場合において，「及び出席状況」とあるのは，「又は研究報告」と読み替えるものとする。

(授業科目の成績評価)

第30条　授業科目の成績の評価は，秀，優，良，可及び不可の5段階とし，秀，優，良及び可を合格，不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第31条　法務研究科の学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，修了の要件として学生が修得すべき単位数について，学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限は，法務研究科の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第32条　学生が，職業を有している等の事情により，標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは，当該研究科において支障のない場合に限り，その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2　長期履修の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第33条　教員の免許状授与の所要資格の取得については，通則第24条の規定を準用する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第34条　本学大学院は，授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(学生交流及び留学等)

第35条　研究科が教育上有益と認めるときは，他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位を，当該研究科の教授会の議を経て，10単位(法務研究科にあっては30単位。ただし，93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は，その超える部分の単位数に限り30単位を超えて修得したものとみなすことができる。)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定は，外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3　前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，合わせて10単位(法務研究科にあっては，次条第1項及び第45条第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(第1項ただし書及び第45条第2項ただし書の規定により 30 単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))を超えないものとする。

4　学生交流及び留学に関し必要な事項は，別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第36条　研究科が教育上有益と認めるときは，本学大学院に入学する前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。) の教育課程において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を，本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，転学の場合を除き，本学大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては，10単位(法務研究科にあっては，前条第1項及び第2項並びに第45条第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(前条第1項ただし書及び第45条第2項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))を超えないものとする。

3　前2項の規定による既修得単位の認定に関し必要な事項は，別に定める。

第4章　休学，退学及び転学

(休学)

第37条　休学については，通則第32条から第34条までの規定を準用する。

(退学)

第38条　退学については，通則第35条の規定を準用する。

(転学)

第39条　他の大学院及び国際連合大学の課程から転学を志願する者については，各学期の始めに限り，試験の上，許可することがある。

2　本学大学院の学生が他の大学院に転学しようとするときは，所定の手続を経て，願い出なければならない。

第5章　賞罰及び除籍

(表彰)

第40条　表彰については，通則第39条の規定を準用する。

(懲戒)

第41条　懲戒については，通則第40条から第42条までの規定を準用する。

(除籍)

第42条　除籍については，通則第43条の規定を準用する。

第6章　課程の修了及び学位の授与

(修了要件)

第 43 条　修士課程及び博士課程前期の修了の要件は，大学院に 2 年(2 年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限)以上在学し，30 単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，当該研究科の教授会が優れた業績を上げたと認める者については，大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2　前項の場合において，当該研究科の教授会がその修士課程及び博士課程前期の目的に応じ適当と認めるときは，特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第 44 条　博士課程の修了の要件は，大学院に 5 年(修士課程に 2 年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における 2 年の在学期間を含む。医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻においては 4 年)以上在学し，30 単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，当該研究科の教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については，大学院に 3 年(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻以外の博士課程の学生で修士課程に 2 年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における 2 年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2　標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程を修了した者及び前条第 1 項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件は，大学院に修士課程における在学期間に 3 年を加えた期間以上在学し，30 単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，当該研究科の教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については，大学院に 3 年(修士課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

3　前 2 項の規定にかかわらず，第 16 条第 2 号から第 7 号までの規定により，大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が，博士課程後期に入学した場合の博士課程の修了の要件は，大学院に 3 年以上在学し，当該研究科に定めがあるときはその単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，当該研究科の教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については，大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

第 45 条　法務研究科の修了の要件は，3 年以上在学し，かつ，93 単位以上で法務研究科が定める単位以上を修得することとする。ただし，在学期間に関しては，入学前の既修得単位について認定された者については 1 年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。

2　前項の規定にかかわらず法務研究科において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という。)については，30 単位を超えない範囲の

単位を修得したものとみなし，1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。ただし，93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は，その超える部分の単位数に限り30単位を超えて修得したものとみなすことができる。

3　前項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は，第35条第1項及び第2項並びに第36条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(第35条第1項ただし書及び前項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。)を超えないものとする。

(学位の授与)

第46条　本学大学院を修了した者に，修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2　博士の学位は，本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し，かつ，試問に合格したときにも授与する。

3　修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与に関し必要な事項は，別に定める。

(学位論文，最終試験)

第47条　第43条及び第44条の最終試験は，学位論文を中心として，これに関連ある科目について行うものとする。

第48条　学位論文及び最終試験の合格又は不合格は，当該研究科の教授会において審査決定する。

2　審査決定の方法は，各研究科が定める。

第7章　授業料

(授業料)

第49条　授業料の年額は，535,800円(法務研究科にあっては804,000円)とする。ただし，第32条により長期履修を認められた者については，長期履修を認められた時点における残りの標準修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは，これを切り上げた額)とする。

2　成績優秀学生に対しては，後期分の授業料の全額を免除することができる。

3　授業料を納付した者が成績優秀学生として授業料免除対象者となったときは，納付した者の申出により，後期分の授業料に相当する額を返還する。

4　前3項に定めるもののほか，授業料の納付手続等については，通則第47条第2項から第51条までの規定を準用する。

第8章　特別研究学生

(特別研究学生)

第50条　各研究科は，他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学の学生で，本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは，当該他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学との協議に基づき，特別研究学生として受け入れることを認めることができる。

(特別研究学生の授業料等)

第51条　特別研究学生に係る授業料は，広島大学研究生規則(平成16年4月1日規則第10号)第8条に規定する額と同額とする。ただし，国立大学の大学院学生であるとき，又は次の各号のいずれかに該当するときは，授業料を徴収しない。

(1)　公立又は私立の大学との間で締結した大学間特別研究学生交流協定において，当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

(2)　外国の大学院等との間で締結した大学間交流協定，部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて，当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

2　特別研究学生は，前項に規定する額を，研究指導を受けようとする期間に応じ6月分ずつ(研究指導を受けようとする期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

3　既納の授業料は，返還しない。

4　特別研究学生に係る検定料及び入学料は，徴収しない。

(規則の準用)

第52条　この章に定めるもののほか，特別研究学生には，本学大学院の学生に関する規定を準用する。

第9章　研究生及び科目等履修生等

(研究生)

第53条　本学大学院の学生以外の者で，本学大学院において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは，教育研究に支障のない場合に限り，選考の上，研究生として入学を許可することができる。

2　研究生に関し必要な事項は，別に定める。

(科目等履修生)

第54条　本学大学院の学生以外の者で，本学大学院において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは，教育研究に支障のない場合に限り，選考の上，科目等履修生として入学を許可することができる。

2　科目等履修生に関し必要な事項は，別に定める。

(法務研修生)

第54条の2　法務研究科を修了した者で，修了後引き続き法務研究科において自己学習をすることを志願するものがあるときは，教育研究に支障のない場合に限り，法務研修生として受け入れることができる。

2　法務研修生に関し必要な事項は，法務研究科が定める。

(履修証明プログラム)

第54条の3　本学の教育研究上の資源を活かし，社会人等への学習の機会を積極的に提供するため，本学に法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2　履修証明プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

第10章　教員組織

（教員組織）

第55条　各研究科（法務研究科を除く。）における授業は，教授又は准教授が担当する。ただし，必要があるときは，講師又は助教に担当又は分担させることがある。

2　各研究科（法務研究科を除く。）における研究指導は，教授が担当する。ただし，必要があるときは，准教授，講師又は助教に担当又は分担させることがある。

3　法務研究科における授業は，教授が担当する。ただし，必要があるときは，准教授，講師又は助教に担当又は分担させることがある。

第11章　雑則

（雑則）

第56条　この規則に定めるもののほか，本学大学院の学生の修学に関し必要な事項は，通則の規定を準用する。

第57条　通則をこの規則に準用する場合は，「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

附　則

1　この規則は，平成20年4月1日から施行する。

2　教育学研究科の障害児教育学専攻は，第4条及び別表の規定にかかわらず，平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

（略）

附　則（平成24年3月30日規則第18号）

1　この規則は，平成24年4月1日から施行する。

2　この規則による改正前の広島大学大学院規則第4条に規定する保健学研究科及び医歯薬学総合研究科並びにその各専攻は，この規則による改正後の広島大学大学院規則第（以下「新規則」という。）4条及び別表の規定にかかわらず，平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

3　保健学研究科，医歯薬学総合研究科及び医歯薬保健学研究科の各専攻及び各研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は，新規則別表の規定にかかわらず，平成24年度から平成26年度にあっては，次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程，博士課程前期又は専門職学位課程	博士課程又は博士課程後期		
		収容定員	収容定員		
		平成24年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
保健学研究	保健学専攻	34	34	17	

科	計	34	34	17	
医歯薬学総合研究科	創生医科学専攻		171	114	57
	展開医科学専攻		138	92	46
	薬学専攻		24	12	
	薬科学専攻	20			
	医歯科学専攻	20			
	口腔健康科学専攻	12	4	4	
	計	52	337	222	103
医歯薬保健学研究科	医歯薬学専攻		97	194	291
	口腔健康科学専攻	12	4	8	
	薬科学専攻	18	3	6	
	保健学専攻	34	15	30	
	医歯科学専攻	12			
	計	76	119	238	357
総計		2,188	1,603	1,590	1,573

別表(第5条関係)

収容定員

研究科名	専攻名	修士課程，博士課程前期又は専門職学位課程		博士課程又は博士課程後期	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合科学研究科	総合科学専攻	60	120	20	60
	計	60	120	20	60
文学研究科	人文学専攻	64	128	32	96
	計	64	128	32	96
教育学研究科	学習科学専攻	19	38	—	—
	特別支援教育学専攻	5	10	—	—
	科学文化教育学専攻	35	70	—	—
	言語文化教育学専攻	34	68	—	—
	生涯活動教育学専攻	25	50	—	—
	教育学専攻	15	30	—	—
	心理学専攻	19	38	—	—

	高等教育開発専攻	5	10	—	—
	学習開発専攻	—	—	9	27
	文化教育開発専攻	—	—	22	66
	教育人間科学専攻	—	—	18	54
	計	157	314	49	147
社会科学研究科	法政システム専攻	24	48	5	15
	社会経済システム専攻	28	56	8	24
	マネジメント専攻	28	56	14	42
	計	80	160	27	81
理学研究科	数学専攻	22	44	11	33
	物理科学専攻	30	60	13	39
	化学専攻	23	46	11	33
	生物科学専攻	24	48	12	36
	地球惑星システム学専攻	10	20	5	15
	数理分子生命理学専攻	23	46	11	33
	計	132	264	63	189
先端物質科学研究科	量子物質科学専攻	25	50	12	36
	分子生命機能科学専攻	24	48	11	33
	半導体集積科学専攻	15	30	7	21
	計	64	128	30	90
医歯薬保健学研究科	医歯薬学専攻	—	—	97	388
	口腔健康科学専攻	12	24	4	12
	薬科学専攻	18	36	3	9
	保健学専攻	34	68	15	45
	医歯科学専攻	12	24	—	—
	計	76	152	119	454
工学研究科	機械システム工学専攻	28	56	9	27
	機械物理工学専攻	30	60	10	30
	システムサイバネティクス専攻	34	68	11	33
	情報工学専攻	37	74	13	39
	化学工学専攻	24	48	8	24
	応用化学専攻	26	52	9	27
	社会基盤環境工学専攻	20	40	7	21
	輸送・環境システム専攻	20	40	7	21
	建築学専攻	21	42	7	21
	計	240	480	81	243
生物圏科学研究科	生物資源科学専攻	30	60	12	36
	生物機能開発学専攻	24	48	12	36
	環境循環系制御学専攻	19	38	9	27

	計	73	146	33	99
国際協力研究科	開発科学専攻	43	86	22	66
	教育文化専攻	28	56	14	42
	計	71	142	36	108
法務研究科	法務専攻	48	144	—	—
	計	48	144	—	—
総計		1,065	2,178	490	1,567

２．広島大学大学院国際協力研究科細則

（平成１６年３月１９日研究科制定）

（趣旨）

第１条　この細則は，広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)に定めるもののほか，広島大学大学院国際協力研究科(以下「研究科」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

（教育研究上の目的）

第２条　研究科は，国際協力を推進する観点から，開発途上国の経済，技術，社会及び文化の持続的発展に貢献できる高度専門的職業人，国内外の行政担当者，国際機関の職員及び研究者の育成を目的とする。

（コース）

第３条　各専攻に置くコースは，次の表に掲げるとおりとする。

専　攻　名	コ　ー　ス　名
開 発 科 学 専 攻	開発政策コース
	開発技術コース
	平和共生コース
教 育 文 化 専 攻	教育開発コース
	文化コース

2　研究科に，前項に定めるもののほか，国際協力研究特別コースを置く。

（コースの決定及び変更）

第４条　学生は，前条第１項に掲げるコースのうち，いずれか一つを専攻するものとする。

2　前項のコースの決定時期は，入学時とする。

3　第１項のコースを変更しようとするときは，関係指導教員の承認を得て研究科長に願い出て，広島大学大学院国際協力研究科教授会(以下「教授会」という。)の承認を得なければならない。

（教育課程）

第５条　研究科の教育課程は，別表のとおりとする。

（授業科目等）

第６条　授業科目の単位数の計算は，講義及び演習は 15 時間，実習は 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

2　授業科目及びその単位数は，別表のとおりとする。

3　授業時間割表は，毎学期の始めに発表する。

（履修方法）

第７条　学生は，主任指導教員の指導により，履修しようとする授業科目を決定し，当該授業科目の担当教員の承認を得て，毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2　前項の規定による所定の手続をしない者は，履修を認めない。ただし，特別な事情があると認められる場合に限り，当該授業科目担当教員の承認を得て履修を認めることがある。

3　学生は，主任指導教員が必要と認めたときは，研究科長の許可を得て他の研究科の授業科目を当該研究科の定めるところにより履修することができる。この場合において，当該授業科目の履修単位は，教授会の承認を得て研究科で履修したものとみなすことができる。

４　他の研究科の学生は，研究科の授業科目を履修しようとするときは，当該授業科目担当教員の承認を得て，毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

（指導教員）

第８条　教授会は，授業科目の履修指導及び研究指導を行うために，入学後速やかに学生ごとに指導教員を定める。

２　指導教員は，主任指導教員１人及び副指導教員２人とし，必要に応じて，副指導教員に他の研究科の教員を加えることができる。

３　学生は，主任指導教員又は副指導教員の変更を希望するときは，関係指導教員の承認を得て研究科長に願い出て，教授会の承認を得なければならない。ただし，特別な事情がある場合は，研究科長に直接願い出ることができる。

（研究題目）

第９条　学生は，入学後速やかに，主任指導教員の指導により研究題目を研究科長に届け出なければならない。

（教育方法の特例）

第１０条　研究科の課程においては，教授会が教育上特別の必要があると認めたときは，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（長期にわたる教育課程の履修）

第１１条　長期にわたる教育課程の履修については，広島大学長期履修の取扱いに関する細則（平成16年4月1日副学長（教育・学生担当）決裁）の定めるところにより取り扱う。

2　広島大学長期履修の取扱いに関する細則第3条に規定する最長年限は，博士課程前期にあっては4年，博士課程後期にあっては6年とする。

（入学前の既修得単位の認定）

第１２条　研究科は，教育上有益と認めるときは，研究科に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を，研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，転学の場合を除き，研究科において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）以外のものについては，１０単位を超えないものとする。

3　前２項の規定による既修得単位の認定は，広島大学既修得単位等の認定に関する細則（平成16年4月1日副学長（教育・学生担当）決裁）の定めるところによる。

（教員免許）

第１３条　学生は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所定の授業科目の単位を修得したときは，次の表に掲げる免許状及び免許教科の種類に応じ，教育職員の普通免許状の授与の所要資格を得ることができる。

専　攻　名	免許状の種類	免許教科の種類
開発科学専攻	中学校教諭専修免許状	社会，理科
	高等学校教諭専修免許状	公民，理科，工業
教育文化専攻	中学校教諭専修免許状	社会
	高等学校教諭専修免許状	地理歴史，公民

（博士課程前期の修了要件）

第１４条　博士課程前期の修了の要件は，当該課程に2年以上在学し，別表の定めるところに従って30単位以上修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文を在学中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，教授会が優れた業績を上げたと認める者については，当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2　前項の場合において，教授会が適当と認めるときは，特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

（博士課程後期の修了要件）
第１５条　博士課程後期の修了の要件は，当該課程に 3 年以上在学し，別表の定めるところに従って 8 単位以上修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，教授会が優れた業績を上げたと認める者については，当該課程に 1 年(2 年未満の在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了した者にあっては，当該在学期間を含めて 3 年)以上在学すれば足りるものとする。
（学位論文の提出）
第１６条　博士課程前期の学生は，別に定める期日までに，主任指導教員の承認を得て修士論文題目届及び修士論文を研究科長に提出しなければならない。
第１７条　博士課程後期の学生は，別に定める期日までに，主任指導教員の承認を得て博士論文を研究科長に提出しなければならない。
（学位論文の審査）
第１８条　学位論文の審査については，広島大学学位規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号)及び広島大学学位規則国際協力研究科内規(平成 16 年 4 月 1 日研究科長決裁)の定めるところによる。
（最終試験）
第１９条　博士課程前期及び博士課程後期の最終試験は，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，所定の学位論文を提出した者について行う。
2　最終試験は，コースごとに行う。
3　最終試験の期日及び試験方法は，あらかじめ発表する。
（再入学）
第２０条　博士課程前期又は博士課程後期を退学した者で再入学を志願するものは，学期の始めに限り，教授会の議を経て学長に願い出ることができる。この場合において，再入学した者の修業年限及び在学年限については，別に定める。
第２１条　再入学は，退学前に所属した専攻に入学するものとする。
（退学，休学及び転学）
第２２条　退学，休学及び転学については，所定の手続を行い，教授会の承認を得なければならない。
（転専攻）
第２３条　専攻の変更は，原則として認めない。ただし，教授会において特別の事情があると認めた場合は，この限りでない。
（雑則）
第２４条　この細則に定めるもののほか，学生の修学に関し必要な事項は，教授会の議を経て定める。

附　則
１　この細則は，平成１６年４月１日から施行する。
２　平成１５年度以前に入学した学生の教育課程については，この細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

（略）

附　則
1　この細則は，平成２４年４月１日から施行する。
2　平成２３年度以前に入学した学生の教育課程については，この細則による改正後の広島大学大学院国際協力研究科細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，教育上必要と認める場合には，新細則に規定する授業科目を履修させることができる。

別表（第5条，第6条第2項，第14条第1項，第15条関係）

授業科目及び単位数

研究科共通科目

区分	博士課程前期		博士課程後期	
	授業科目	開設単位数	授業科目	開設単位数
研究科共通科目Ⅰ	国際関係特論	2		
	環境管理技術特論	2		
	経済開発政策特論	2		
	教育開発特論	2		
	アジア文化特論	2		
研究科共通科目Ⅱ	能力開発特論	2		
	フィールドワーク	2		
	インターンシップ	2		
	英語論文作法Ⅰ	2		
	英語論文作法Ⅱ	2		

開発科学専攻

区分	博士課程前期		博士課程後期	
	授業科目	開設単位数	授業科目	開設単位数
専攻共通	開発科学特論 I	2		
	開発科学特論 II	2		
開発政策コース	日本経済論	2	経済開発論演習 I	4
	経済開発論	2	経済開発論演習 II	4
	家計行動分析論	2		
	比較経済発展論	2		
	環境資源経済論	4		
	国際経済論	2		
	国際経済政策論	2		
	政策評価論	2		
	国際金融論	2		
	開発金融論	2		
	開発マクロ経済学	2		
	経済統計分析論	2		
	経営戦略論	2		
	国際人的資源開発論	2		
	工業開発論	2		
	多国籍企業論	2		
	企業の社会的責任論	2		
	国際公共政策論	2		
	地球環境政策論	2		
	開発政策論	2		
	計量経済学	4		
	リサーチメソッド	2		
	開発ミクロ経済学	4		
	国際貿易論	2		
	開発の制度経済学	2		
	中小企業開発論	2		
	リンケージ特別演習	8		
	経済開発論演習	8		

区分	博士課程前期		博士課程後期	
	授業科目	開設単位数	授業科目	開設単位数
開発技術コース	開発技術論	4	地域・都市計画演習 I	4
	交通工学	2	地域・都市計画演習 II	4
	地域・都市工学	2	技術開発論演習 I	4
	観光政策	2	技術開発論演習 II	4
	交通計画	2	環境保全論演習 I	4
	地域開発工学	2	環境保全論演習 II	4
	環境シミュレーター	2	環境モニタリング論演習 I	4
	海洋流体学	2	環境モニタリング論演習 II	4
	地盤防災工学 I	2	動物資源開発論演習 I	4
	地盤防災工学 II	2	動物資源開発論演習 II	4
	応用海洋流体力学	2	環境資源論演習 I	4
	海洋環境保全論	2	環境資源論演習 II	4
	環境流体力学	2	低炭素社会システム論演習 I	4
	耐震構造学	2	低炭素社会システム論演習 II	4
	地震防災論	2		
	建築計画学	2		
	環境計画論	2		
	環境モニタリング論	2		
	草地生態学	2		
	資源動物学	2		
	資源生態学	2		
	資源植物学	2		
	生態系微生物学	2		
	応用生態系論	2		
	砂防科学	2		
	バイオマス利用学	2		
	サスティナブル建築論 I	2		
	サスティナブル建築論 II	2		
	再生可能エネルギーシステム論	2		
	バイオマスエネルギー技術論	2		
	地域・都市工学演習	8		
	技術開発論演習	8		
	環境保全論演習	8		
	環境モニタリング論演習	8		
	動物資源開発論演習	8		
	環境資源論演習	8		
	社会環境システム工学演習	8		

区分	博士課程前期		博士課程後期	
	授業科目	開設単位数	授業科目	開設単位数
平和共生コース	平和構築の実務	2	平和共生演習 I	4
	国際法政治体制論	2	平和共生演習 II	4
	国際紛争論	2		
	紛争解決論	4		
	アジア法	2		
	平和外交論	4		
	安全保障外交論	2		
	協力外交論	4		
	人間安全保障論	4		
	日本政治論	2		
	国際政治学	4		
	世界法秩序論	2		
	グローバル社会地域協力論	4		
	平和学	4		
	平和構築論	4		
	地域協力論	2		
	平和共生演習	8		

教育文化専攻

区分	博士課程前期		博士課程後期	
	授業科目	開設単位数	授業科目	開設単位数
専攻共通	教育文化特論 I	2		
	教育文化特論 II	2		
教育開発コース	日本語・日本文化論	2	教育開発論演習 I	4
	アジア・アフリカ教育論	2	教育開発論演習 II	4
	日本教育論	2	カリキュラム開発論演習 I	4
	教育研究方法論 I	2	理数科教育開発論演習 II	4
	教育研究方法論 II	2	開発基礎教育論演習 I	4
	教育開発計画論 I	2	自然環境理解教育論演習 II	4
	教育開発計画論 II	2	科学技術基礎能力開発論演習 II	4
	国際教育協力論	2	数学教育開発基礎論演習 II	4
	教育人材開発論	4	民族言語教育論演習 II	4
	開発教育・国際理解教育論	2	言語教育論演習 I	4
	教育開発とジェンダー	2	言語教育論演習 II	4
	理科教育開発論	4	高等教育交流論演習 I	4
	科学教育開発基礎論	4	高等教育交流論演習 II	4
	数学教育開発論	4	教育開発国際協力論演習 I	4
	数学教育開発基礎論	2	教育開発国際協力論演習 II	4
	教育メディア論	2		
	運動機能科学論	2		
	民族言語教育論	2		
	民族言語文化論	2		
	日本カリキュラム開発制度論	2		
	ノンフォーマル教育論	2		
	自然環境理解教育論 I	2		
	自然環境理解教育論 II	2		
	自然環境保全教育論	2		
	科学技術基礎能力開発論 I	2		
	科学技術基礎能力開発論 II	2		
	高等教育開発論	2		
	国際教育交流論	2		
	異文化適応論	2		
	言語教育メディア論	2		
	教育統計概論 I	2		
	教育統計概論 II	2		
	比較言語文化論	2		
	言語表現論	2		
	教育協力実践基礎論	4		
	国際教育協力実践研究	2		
	基礎教育開発論	2		
	理数科教育授業論 I	2		
	理数科教育授業論 II	2		
	途上国の比較教育学	2		
	教育開発論演習	8		
	カリキュラム開発論演習	8		
	開発基礎教育論演習	8		
	言語教育論演習	8		
	高等教育交流論演習	8		
	教育開発国際協力論演習	8		

区分	博士課程前期		博士課程後期	
	授業科目	開設単位数	授業科目	開設単位数
文化コース	比較アジア文化論	2	文化動態論演習 I	4
	開発と文化	2	文化動態論演習 II	4
	農村経済論	4		
	アジア社会文化論	2		
	地域研究論	2		
	文化動態論実習・現地研究	2		
	南アジアの文化人類学 I	2		
	南アジアの文化人類学 II	2		
	途上国農村地域研究	2		
	南アジア農村社会発展論	2		
	植民地文化論	2		
	東南アジア地域研究論	2		
	文化動態論演習	8		

国際環境リーダー育成特別教育プログラム

博士課程前期		博士課程後期	
授業科目	開設単位数	授業科目	開設単位数
国際環境協力学特論 I	2	国際協力プロジェクト演習	4
国際環境協力学特論 II	2		
国際協力プロジェクト演習	8		

国際公務員育成特別教育プログラム

博士課程前期	
授業科目	開設単位数
国際公務員実務演習 I	2
国際公務員実務演習 II	2

履修方法

［博士課程前期］

(1) 研究科共通科目I･II（選択必修）　6単位（共通科目I：4単位必修）
(2) 主任指導教員指定科目（必修）　12単位以上
(3) 演習（必修）　4単位以上
(4) 主任指導教員指定科目以外の科目，他研究科の科目
又は広島大学大学院共通授業科目（選択）

合計　30単位以上

備考

(1) 研究科共通科目I･IIは，主任指導教員の指示により，3科目選択必修し，これを履修する。なお，6単位を超え履修した研究科共通科目I･IIの単位は，主任指導教員と相談の上，上記(2)の主任指導教員指定科目（必修）あるいは上記(4)の選択科目の履修単位とすることができる。

(2) 主任指導教員指定科目は，原則として当該コースの科目のうちから，主任指導教員と相談しながら，12単位以上の必修科目を決め，これを履修する。

(3) 演習は，主任指導教員の指示による1科目のみとし，8単位まで履修すること ができる。4単位を超えて履修した演習の単位は，主任指導教員と相談の上，上記(2)の主任指導教員指定科目（必修）あるいは上記(4)の選択科目の履修単位 とすることができる。

【リンケージプログラム特別履修基準】

(1) 主任指導教員指定科目（必修）　22単位以上
(2) 演習（必修）　8単位以上

合計　30単位以上

備考

主任指導教員指定科目は原則として研究科共通科目I･II及び当該コースの科目の内から，主任指導教員と相談しながら22単位以上履修すること。なお，最大10単位を限度として，リンケージ協定校にて修得した単位を既修得単位として認定できる。

〔博士課程後期〕

(1) 演習I（必修）　4単位
(2) 演習II（必修）　4単位

備考

(1) 演習Iは，主任指導教員の指示による1科目とし，これを履修する。
(2) 演習IIは，主任指導教員の指示による1科目とし，これを履修する。

３．広島大学学位規則

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号）

広島大学学位規則

目次

第 1 章　総則（第 1 条）
第 2 章　学位授与の要件及び専攻分野（第 2 条・第 3 条）
第 3 章　博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等（第 4 条－第 10 条）
第 4 章　博士の学位授与等（第 11 条－第 14 条）
第 5 章　雑則（第 15 条－第 17 条）
附則

第 1 章　総則

（趣旨）

第 1 条　この規則は，学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条第 1 項，広島大学通則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号）第 46 条第 2 項及び広島大学大学院規則（平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号）第 46 条第 3 項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章　学位授与の要件及び専攻分野

（学位授与の要件）

第 2 条　本学を卒業した者には，学士の学位を授与する。

2　本学大学院の課程を修了した者には，修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3　前 2 項に定めるもののほか，博士の学位は，本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し，かつ，試問に合格したときにも授与する。

（専攻分野の名称）

第 3 条　学士の学位を授与するに当たっては，別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2　修士及び博士の学位を授与するに当たっては，別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3　専門職学位を授与するに当たっては，別表第 3 に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第 3 章　博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

（博士の学位授与の申請及び受理）

第 4 条　博士の学位の授与の申請に要する学位論文は 1 編とし，2 通を提出するものとする。ただし，別に参考論文を添付することができる。

2　前項の学位論文の審査のため必要があるときは，論文の訳文，模型及び標本等を提出させることができる。

3　第2条第3項に該当する者が，博士の学位の授与を申請する場合は，学位申請書に学位論文，論文目録，論文の要旨，履歴書及び審査手数料57,000円を添え，学位に付記する専攻分野の名称を指定し，当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし，本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し，所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は，単位の修得を要しない。)，かつ，学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。)が，再入学しないで，退学したときから1年以内に博士の学位の授与を申請するときは，審査手数料を免除することができる。

4　前項により学位論文の提出があったときは，学長は，学位に付記する専攻分野の名称により，適当と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。

5　受理した学位論文及び審査手数料は，いかなる理由があってもこれを返還しない。

(審査委員会・試問委員会)

第5条　教授会は，博士の学位論文の審査及び試験を行うため，審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

2　教授会は，第2条第3項に定める試問を行うため，試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。

3　教授会において必要と認めたときは，当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。

(試験及び試問の方法)

第6条　試験は，博士の学位論文を中心として，これに関連ある科目について行うものとする。

2　試問は，筆答試問及び口頭試問により，専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。

3　前項の試問については，外国語は2種類を課することを原則とする。ただし，教授会が特別な事由があると認めたときは，1種類のみとすることができる。

4　本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは，第2条第3項の規定にかかわらず，試問に代えて試験とする。

(審査期間)

第7条　博士の学位論文の審査及び試験又は試問は，学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし，特別の事由があるときは，教授会の議を経て，その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第8条　審査委員会は，学位論文の審査及び試験を終了したときは，直ちに論文の内容の要旨，論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を，文書をもって教授会に報告しなければならない。

2　試問委員会は，試問を終了したときは，直ちにその結果の要旨を，文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第 9 条　教授会は，前条の報告に基づいて審議の上，博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

2　前項の議決をするには，教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の 3 分の 2 以上の出席を必要とし，かつ，出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

3　教授会において必要と認めたときは，当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を，この審議に出席させることができる。ただし，その出席者は，議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第 10 条　教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは，研究科の長は，学位論文とともに論文の内容の要旨，論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を，文書をもって学長に報告しなければならない。

2　教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは，研究科の長は，その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第 4 章　博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第 11 条　学長は，前条の報告に基づき，博士の学位を授与すべき者には，学位記を授与し，博士の学位を授与できない者には，その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第 12 条　本学が博士の学位を授与したときは，学長は，学位簿に登録し，文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第 13 条　本学が博士の学位を授与したときは，その授与した日から 3 月以内に，その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第 14 条　本学において博士の学位を授与された者は，学位を授与された日から 1 年以内に，その学位論文を印刷公表しなければならない。ただし，学位授与前に印刷公表したときは，この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，やむを得ない事由がある場合には，学長の承認を受けて，当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合，学長は，その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3　前 2 項の規定により学位論文を公表するときは，「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第 5 章　雑則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第 15 条　本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が，次の各号のいずれかに該当するときは，学長は，教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て，修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し，学位記を返還させるものとする。

(1)　不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。

(2)　その名誉を汚辱する行為があったとき。

2　評議会において，前項の議決を行う場合は，評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし，かつ，出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

3　学位の授与を取り消したときは，その旨の理由を付して本学学報に公表するものとする。

(学位記及び申請書等の様式)

第16条　学位記及び第4条第3項の申請書等の様式は，別記様式第1号から別記様式第6号までのとおりとする。

(その他)

第17条　この規則に定めるもののほか，学位の授与に関し必要な事項は，各学部又は各研究科が定める。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2　平成15年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については，別表第1の規定にかかわらず，なお従前の例による。

3　平成15年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については，別表第2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

4　第2条第3項の規定による博士の学位の授与は，本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

(略)

附　則(平成24年3月30日規則第19号)

1　この規則は，平成24年4月1日から施行する。

2　平成23年度以前に保健学研究科又は医歯薬学総合研究科に入学した学生の学位に付記する専攻分野の名称は，この規則による改正後の広島大学学位規則別表第2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表第1(第3条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

(略)

別表第2(第3条第2項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
総合科学研究科	学術	学術
文学研究科	文学	文学
教育学研究科	教育学	教育学
	心理学	心理学
	学術	学術
社会科学研究科	法学	法学
	経済学	経済学
	学術	学術
	マネジメント	マネジメント
理学研究科	理学	理学
先端物質科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	学術	学術
医歯薬保健学研究科	口腔健康科学	医学
	薬科学	歯学
	看護学	薬学
	保健学	学術
	医科学	口腔健康科学
	歯科学	薬科学
	学術	看護学
		保健学
工学研究科	工学	工学
	学術	学術
生物圏科学研究科	農学	農学
	学術	学術
国際協力研究科	学術	学術
	教育学	教育学
	工学	工学
	農学	農学
	国際協力学	国際協力学

別表第3(第3条第3項関係)

専門職学位に付記する学位の名称

研究科名	学位の名称
法務研究科	法務博士(専門職)

(略)

４．広島大学学位規則国際協力研究科内規

（平成１６年３月１９日研究科制定）

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　研究科博士課程後期修了認定のために行う学位審査（第３条－第８条）
第３章　論文提出による学位審査（第９条－第１３条）
第４章　研究科博士課程前期修了認定のために行う学位審査（第１４条）
第５章　雑則（第１５条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この内規は，広島大学学位規則（以下「規則」という。）第 17 条の規定に基づき，広島大学大学院国際協力研究科（以下「研究科」という。）の学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

（学位に付記する専攻分野の名称）

第２条　規則第３条第２項に定める学位に付記する専攻分野の名称のうち研究科に関するものは，次の表に掲げるとおりとする。

専　攻　名	専攻分野の名称	
	修　士	博　士
開発科学専攻	学術 工学 農学 国際協力学	学術 工学 農学 国際協力学
教育文化専攻	学術 教育学 国際協力学	学術 教育学 国際協力学

第２章　研究科博士課程後期修了認定のために行う学位審査

（論文提出の資格要件）

第３条　規則第２条第２項に規定する博士課程後期修了のための学位論文（以下「論文」という。）を提出できる者は，広島大学大学院国際協力研究科細則（以下「細則」という。）第１５条に規定する単位（以下「所定の単位」という。）を修得した者又は修了予定日までに所定の単位を修得することが確実な者で，かつ，論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を受けたものとする。

（論文提出の時期）

第４条　前条に規定する論文の提出時期は，第３年次の修了３月前までとする。ただし，３年を超えて在学する者及び細則第１５条ただし書に該当する者は，随時提出することができる。

（論文提出の手続）

第５条　第３条の規定に該当する者が論文を提出する場合は，次の書類を研究科長に提出するものとする。

（１）　学位論文審査願　１通
（２）　論文　３通
（３）　論文目録　１通
（４）　論文の要旨　１通
（５）　履歴書　１通
（６）　参考論文のあるときは，参考論文　１通

（論文の受理）

第６条　前条の規定により論文の提出があったときは，あらかじめ研究科長及び学務委員会で受理すべきか否かを審議した上で，研究科教授会（以下「教授会」という。）に諮るものとする。

（審査委員会）

第７条　規則第５条第１項に定める審査委員会は，教授会が選出した教員５人の審査委員で組織し，原則として研究科の教授１人が主査となる。

２　前項の審査委員のうち，２人は教授会の構成員以外の者を審査委員に加えることができる。

第８条　審査委員会は，論文の審査を行い，公聴会を開いた後，合否の採決を行い，その結果を教授会に報告するものとする。

第３章　論文提出による学位審査

（学位授与の申請をすることができる者の資格要件）

第９条　規則第２条第３項の規定に基づき，論文提出による博士の学位の授与を申請することができる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　研究科博士課程後期に３年以上在学して所定の単位を修得し，かつ，研究指導を受けた後退学した者

（２）　大学院博士課程前期又は修士課程の修了者で，３年以上の研究歴を有するもの

（３）　大学の卒業者で，５年以上の研究歴を有するもの

（４）　前各号に掲げる者以外の者で，９年以上の研究歴を有し，研究科で優れた研究業績を上げたと認めたもの

（論文提出の手続）

第１０条　前条各号のいずれかに該当する者が論文を提出する場合は，次の書類を研究科長を経て学長に提出するものとする。

（１）　学位申請書　１通

（２）　論文　３通

（３）　論文目録　１通

（４）　論文の要旨　１通

（５）　履歴書　１通

（６）　参考論文のあるときは，参考論文　１通

（７）　最終学校の卒業証明書（大学院修了証明書を含む。）　１通

（８）　研究期間を証する指導教員又はこれに準ずる者の証明書　１通

（論文の受理）

第１１条　論文の受理については，第６条の規定を準用する。

（審査委員会及び試問委員会）

第１２条　審査委員会については，第７条及び第８条の規定を準用する。

２　規則第５条第２項に定める試問委員会は，教授会が選出した教員５人の試問委員で組織し，原則として研究科の教授１人が主査となる。

３　前項の試問委員のうち，２人は教授会の構成員以外の者を試問委員に加えることができる。

４　審査委員が試問委員を兼ねることができる。

（試験又は試問の適用年限）

第１３条　規則第６条第４項の所定の年限は，５年とする。

第４章　研究科博士課程前期修了認定のために行う学位審査

（修士の学位の審査）

第１４条　修士の学位の審査等については，別に定める。

第５章　雑則

（その他）

第１５条　この内規に定めるもののほか，研究科の学位授与に関し必要な事項は，教授会の議を経て別に定める。

附　則

１　この内規は，平成１６年４月１日から施行する。

２　平成１５年度以前に入学した学生の学位の授与に関しては，この内規の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この内規は，平成２０年３月２１日から施行する。

附　則

この内規は，平成２１年４月１日から施行する。

５．広島大学大学院国際協力研究科修士論文審査及び最終試験等実施要領

（平成７年２月１７日研究科制定）

（修士論文題目届）

第１　修士論文（以下「論文」という。）を提出する予定の学生は，主任指導教員の承認を経て，３月修了については当該年度の１０月３１日までに，９月修了については当該年度の４月３０日までに論文題目届を研究科長（学生支援グループ）に提出するものとする。

（論文提出）

第２　論文提出は，３月修了については１月３１日まで，９月修了については７月１０日までとし，研究科長（学生支援グループ）へ提出する。

２　論文の形式は，「国際協力研究科修士論文作成要領」による。

３　研究科長は，受理した論文の審査を論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）に付託するものとする。

（審査委員会）

第３　審査委員会は，教授会で承認した審査委員（３～５人の教授会構成員）で組織し，１人を主査とする。ただし必要があれば，教授会構成員以外の者を審査委員に含めることができる。

２　審査委員会は，論文の審査に当たり，論文に評価（概評）を付し，合格，不合格を決定する。

（中間報告会）

第４　中間報告会は，各コースで定める方式により行うものとする。

（論文発表会）

第５　論文発表会は，研究科の教員及び学生に公示の上で行うものとする。

（最終試験）

第６　最終試験は，論文審査合格者に対し審査委員会が論文を中心として行い，合格又は不合格を決定する。

２　最終試験の期日及び試験方法の詳細については，論文審査合格者に対し主査が別途指示する。

３　最終試験は，３月修了については２月２０日，９月修了については８月２０日までに終了するものとする。

（修了判定）

第７　審査委員会は，修士論文審査及び最終試験結果報告書を，３月修了については２月２０日，９月修了については８月２０日までに研究科長（学生支援グループ）に提出する。

２　研究科長は，提出された修士論文審査及び最終試験結果報告書に基づいて，教授会に修了の判定を付議し，教授会はこれを決定する。

（その他）

第８　在学年数２年未満の早期修了者についても，この要領を適用するものとする。

第９　ここに定める期限は，当該期日の午後５時１５分とする。ただし，当該期日が土曜日に当たるときはその翌々日，日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは，その翌日とする。

第10　この要領によりがたい事項が生じたときは，その都度教授会に附議して決定する。

附　則

この要領は，平成７年２月１７日から施行する。

附　則

この要領は，平成９年５月２３日から施行する。

附　則

この要領は，平成１４年１月１８日から施行する。

附　則

この要領は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成１９年４月１日から施行する。

平成１４年1月１８日

国際協力研究科修士論文作成要領

学務委員会

１．修士論文は，日本語又は英語を用い，正本１部に本文と同一言語による論文要旨（１部）を添えて所定の期日までに研究科長（学生支援室）へ提出する。
　なお，各論文審査委員へは，論文提出者又は主任指導教員から論文を手交する。

【修士論文提出期限】
　３月修了予定者：　１月３１日
　９月修了予定者：　７月１０日

２．正本の提出方法は穴を開けないで市販のバインダー式ファイルに綴じ，ファイルの表紙に本文の表紙（写）を貼って提出する。

３．本文は，原則としてＡ４判横書きとし，左綴じとする。日本語の場合は４０字×３５行，英語の場合にはダブルスペースで２２行を目安とする。
　なお，左右のマージンを２５㎜ずつとるものとする。

４．本文表紙は別紙１にならって広島大学大学院国際協力研究科修士論文であることを明記し，論文表題，学生番号，氏名，提出年月を記入するものとする。
　なお，提出年月については，３月修了の場合は〇〇年３月，９月修了の場合は〇〇年９月とする。

５．論文要旨は，Ａ４判２枚（別紙２参照）にまとめる。
　なお，行数等の形式は自由とする。

別紙１

Ａ４用紙

５０～７０㎜

修士論文（14 ポイント）

論　文　題　目（14 ポイント）Bold

２～３行

学生番号（12 ポイント）
氏　　名（12 ポイント）

広島大学大学院国際協力研究科修士論文（12 ポイント）

提　出　年　月（12 ポイント）

３０～４０㎜

別紙２

Ａ４用紙

論文題目 （和文）	
Title （英文）	

学　生　番　号　M

発 表 者 氏 名

主任指導教員名

別紙１（英語版）

Ａ４用紙

５０～７０㎜

Master's Thesis

Title of the Master's Thesis (Capital Letter / Bold Type)

２～３ line

Student ID Number
Name of the Student(Capital Letter)

Graduate School for International Development and Cooperation
Hiroshima University

Month Year

３０～４０㎜

別紙２（英語版）

Ａ４用紙

Title of the Master's Thesis	

Student ID Number M

Name of the Student

Main Academic Advisor

６．後期課程への進学について

前期課程の学生が後期課程に進学するための条件は，次のとおりとする。

１．前期課程の修了要件である３０単位を修得していること。
　　なお，前期課程の成績については，当該学生の進学判定の際に審議の対象とする。
２．修士論文あるいは修士論文に相当するものを提出していること。
　　なお，水準については，各コースの基準によるものとする。
３．「博士課程後期進学のための総合試験」（以下「総合試験」という。）に合格していること。
　(1) 総合試験の試験科目は，指導教員が指定する２科目とし，１科目は主任指導教員，他の１科目は主任指導教員以外の教員によるものとする。
　(2) 総合試験は年２回実施するものとし，進学希望者は２回まで受験することができる。

注１）　実施時期については，各学期末を予定しているが，実施時期及び試験科目名等の詳細については，その都度，掲示にて通知するので掲示に注意すること。
注２）　本研究科前期課程に入学する前に他研究科等で既に修士号を取得している者が，本研究科博士前期課程を修了することなく，退学して後期課程に入学を希望する場合には，入学試験を受験しなければならないので注意すること。

７．博士課程後期修了（課程博士）のための手引き

（平成８年１２月２０日研究科制定）

改正：平成 14. 1.18
改正：平成 16. 3.19
改正：平成 17.12.16
改正：平成 19.2.16

博士課程後期修了（課程博士）に関する基本的事項は，「広島大学大学院規則」，「広島大学学位規則」，「広島大学大学院国際協力研究科細則」及び「広島大学学位規則国際協力研究科内規」にそれぞれ規定されているが，国際協力研究科博士課程後期に進学又は入学した学生が，所定の年限（標準修業年限３年）に修了するための手順は以下のとおりである。

１．研究題目の提出

入学後，下記期日までに，主任指導教員と相談の上，「研究題目届」を研究科長（学生支援グループ）へ提出する。

４月入学：　４月１５日まで
１０月入学：１０月１５日まで

２．必要単位の修得

主任指導教員の指導により，所定の単位８単位を修得する。

３．研究計画の立案・実施

主任指導教員の指導のもとに，博士論文のための研究計画を立案・実施する。

４．博士候補者試験

１）試験の実施

単位修得の時点で，各コースで行う「博士候補者試験」を受ける。

博士候補者試験は，各コースで試験委員（３～５人）を選出し，「博士候補者試験の実施内容」に基づき，実施期間内に実施する。

博士候補者試験委員会の過半数は国際協力研究科の専任教員とする。試験委員は主任指導教員および副指導教員等とする。必要があれば，教授会構成員以外のものを含めることができる。

博士候補者試験の実施内容は以下のとおり。

専攻	コース	実施内容
開発科学	開発政策	当該学生の研究成果内容を研究科内で発表させ，口述および筆記により博士の候補者としてふさわしいか否かを審査する。
	開発技術	第２年次の適当な時期に，当該学生に研究内容を発表させ，研究の進捗度，理解度，当該分野での独創性などの多角的観点から，博士の候補者としての適格性を審査する。
	平和共生	当該学生の研究業績及び研究計画案に基づいて審査する。
教育文化	教育開発	所定の単位を修得した時点で，主任指導教員及び必要があれば副指導教員等の指導をも受けて作成した研究計画案および研究業績報告書を提出させ，それに基づいて，口述試験を行う。
	文　化	口述試験を行う。なお，研究計画書案の提出を求める。

【博士候補者試験実施期間】

前期：　４月１日～　８月３１日
後期：１０月１日～　２月　末日

2）試験の結果報告

試験委員長は，博士候補者試験結果報告書（様式１）を実施期間内に研究科長（学生支援グループ）へ提出する。

3）試験結果の判定

試験結果の判定は，博士候補者試験結果報告書（様式１）により教授会で審議し，判定する。

５．博士論文の提出要件

各コースにより定められた要件を満たしていること。

専攻	コース	要件
開発科学	開発政策	レフェリー制度のある学術雑誌における発表論文，またはそれに相当する著作物が１点以上であること。共著の場合には第一著者論文であること。
	開発技術	学位論文の全般に渡り，レフェリー制度のある学術雑誌への発表論文，又はそれに相当する著作物が，総数２点以上あることを提出要件とする。
	平和共生	レフェリー制度のある学術雑誌における発表論文，又はそれに相当する著作物が１点以上あること。ただし，著作物は単著または第一著者論文とする。
教育文化	教育開発	単著の場合は２編，共著の場合は第一著者論文である２編を含む３編以上（うち１編はレフェリー制度のある学術雑誌における発表論文であること。）
	文化	レフェリー制度のある学術雑誌における発表論文，又はそれに相当する著作物が１点以上あること。単著，共著を問わないが，共著の場合は第一著者であること。学位論文提出者の著作として十分評価しうる質的内容を有していること。これについては事前に当該関係教員による審査が行われる。

６．学位論文予備審査

1）予備審査の実施

学位論文を提出しようとする者は，下記期間に各コースで実施する予備審査を受けなければならない。

予備審査は，各コースで審査委員（３～５人）を選出し，実施期間内に実施する。なお，委員の選出方法については，博士候補者試験と同様とする。

【予備審査実施期間】

３月修了予定者：１０月１日～１１月３０日

９月修了予定者：　４月１日～　５月３１日

2）予備審査の結果報告及び本審査委員の選出

予備審査委員長は，学位論文予備審査結果報告書（様式２）および発表論文・著作物の目録を実施期間内に研究科長（学生支援グループ）へ提出する。

また，本審査のための学位論文審査委員候補者申請書（様式３）を併せて提出する。

3）予備審査結果の判定

予備審査結果の判定は，学位論文予備審査結果報告書（様式２）および発表論文・著作物の目録により教授会で審議し，判定する。

７．学位論文審査

予備審査に合格し，学位論文審査を受ける者は，提出期限までに（1）～（6）の書類を主任指導教員の承認を得て，研究科長（学生支援グループ）へ提出しなければならない。

【学位論文等提出期限】

３月修了予定者：１月５日

９月修了予定者：７月１日

1）提出書類

（1）学位論文審査願　　1通（様式4）
（2）学位論文（仮綴可）　　1通
（3）論文目録　　1通（様式5）
（4）論文の要旨（論文の内容の要旨）　1通（様式6）
（5）履歴書　　1通（様式7）
（6）参考論文のあるときは，参考論文　1通

※各審査委員へは，論文提出者又は主任指導教員から別途，学位論文等の審査に必要な書類を手交する。

2）論文の受理審査

論文の提出があったときは，あらかじめ研究科長及び学務委員会で受理すべきかどうかを審議したうえで，教授会に諮る。

3）審査委員会

博士学位論文審査委員会は，教授会で認めた５名の教員による審査委員会で組織し，本研究科専任の教員が主査となる。なお，審査委員のうち，２人は教授会の構成員以外の者を加えることができる。

８．学位論文公聴会

博士論文審査委員会の主催する公聴会で論文を発表し，質疑に応答する。
学位論文公聴会の日時は審査委員会で定め，公示する。

９．最終試験

博士論文審査委員会の最終試験（主に口述試験）を受ける。

審査委員会は，論文の審査及び最終試験を学位論文（本製本）提出期限までに終了するとともに，論文審査の結果の要旨（様式８）及び試験の結果の要旨（様式９）により教授会に報告しなければならない。

10. 学位論文本製本の提出

学位論文本製本は，下記期日までに研究科長（学生支援グループ）へ３通提出する。

【学位論文（本製本）提出期限】
３月修了予定者：２月２０日
９月修了予定者：８月２０日

なお，学位論文（本製本）は，１週間閲覧に供する。

11. 学位の取得

上記手続きにより，学位論文審査及び最終試験に合格した者は，教授会で学位授与審査を経て，博士の学位（課程博士）が取得できる。

12. その他

ここに定める期限は，当該期日の午後５時１５分とする。

ただし，当該期日が職員の勤務を要しない日に当たるときは，当該期日後最初の勤務を要する日とする。

この手引きは，平成１９年４月１日から適用する。

平成１９年３月３１日以前に入学した学生で，この手引きによると支障があると認められる場合は，従前の例によることができる。

課程博士の学位授与のための手続き期限一覧 Procedure and Schedule for Awarding of Doctorate	（３月修了認定） (March Completion/Approval)	（９月修了認定） (September Completion/Approval)
〈博士候補者試験〉 <Doctoral candidate examination> （博士候補者試験実施期間） Implementation periods for Doctoral Candidate Examination ◎博士候補者試験結果報告書　（別紙様式１） *Report of Doctoral Candidate Examination Results (attached Form 1)	４月１日～８月３１日 April 1-August 31 ８月３１日 August 31	または or １０月１日～２月末日 October 1-End of February ２月末日 End of February
〈学位論文予備審査〉 <Preliminary review of dissertation> (学位論文及び審査実施期間) Implementation periods for preliminary review ◎学位論文予備審査結果報告書　（別紙様式２） *Report of Dissertation Preliminary Review Results (attached Form 2) ◎学位論文審査委員会審査委員候補者申請書（別紙様式３） *Application to be Dissertation Review Committee Member Candidate (attached Form 3)	１０月１日～１１月３０日 October 1 - November 30 １１月３０日 November 30 １１月３０日 November 30	４月１日～５月３１日 April 1 to May 31 ５月３１日 May 31 ５月３１日 May 31
〈学位論文審査〉 <Review of dissertation> ◎学位論文審査願等提出 *Submission of application for dissertation review (1)学位論文審査願　（別紙様式4） Application for Review of Dissertation (attached Form 4) (2)学位論文（仮綴可） Dissertation (can be temporarily bound) (3)論文目録　（別紙様式5） List of Publications (attached Form 5) (4)学位論文の要旨（論文の内容の要旨）（別紙様式6） Summary of the Dissertation (Summary of Dissertation Contents) (attached Form 6) (5)履歴書　（別紙様式7） Resume (attached Form 7) (6)参考論文 Reference Papers	１月５日 January 5	７月１日 July 1
◎本製本提出 *Submission of permanently bound dissertation	２月２０日 February 20	８月２０日 August 20
◎学位論文審査報告 *Dissertation review report ・論文審査の結果の要旨*1（別紙様式８） Summary of Results of Dissertation Review*1 (attached Form 8) ・試験の結果の要旨*2　（別紙様式9） Summary of Results of Examination*2 (attached Form 9)	２月２０日 February 20 ２月２０日 February 20	８月２０日 August 20 ８月２０日 August 20
◎学長への報告 *Report to the president	３月５日 March 5	９月１０日 September 10

（様式１）

博士候補者試験試験結果報告書

試　験　日	平成　　年　　月　　日	試験場所	
学生番号	D	氏　　名	
博士論文題目			

＜試験方法＞

＜評価の内容＞

試験の結果	合格　・　不合格

試験委員長　　㊞

試験委員　　試験委員

試験委員　　試験委員

（様式２）

学位論文予備審査結果報告書

試　験　日	平成　　年　　月　　日	試験場所			
学生番号	D	氏　　名		申請学位	博士（　　）
博士論文題目					

＜予備審査の要旨＞

＜査読付き論文＞

予備審査の結果	合格　・　不合格

審査委員長　　㊞

審査委員　　審査委員

審査委員　　審査委員

（様式３）

学位論文審査委員候補者申請書

（平成　　年　　月修了予定）

学生番号	D	氏名	
博士論文題目			
博士論文題目（英訳）			
主任指導教員氏名	㊞		
学位論文審査委員 主査			
学位論文審査委員 審査委員			

（注）他大学・他研究科の審査委員は，所属・職名を記入すること。

（様式４）
（Attached Form 4）

平成　　年　　月　　日
Date:

広島大学大学院国際協力研究科長殿
To: Dean, Graduate School for International Development and Cooperation, Hiroshima University

広島大学大学院国際協力研究科
Graduate School for International Development and Cooperation, Hiroshima University
博士課程後期　　専攻
Division
Student ID No.
学生番号
Name　　Seal
氏　名　　㊞

学位論文審査願
Application for Review of Dissertation

広島大学大学院国際協力研究科博士課程後期修了の認定を受けるため，下記のとおり関係書類を提出いたしますので，審査くださるようお願いいたします。
In order to receive approval for completion of the doctoral program of the Graduate School for International Development and Cooperation, Hiroshima University, I submit the related documents listed below for review.

記

学位論文 Dissertation	1通 1 copy
論文目録 List of Publications	1通 1copy
学位論文の要旨（論文の内容の要旨） Summary of the Dissertation (Summary of Dissertation Contents)	1通 1 copy
履歴書 Resume	1通 1 copy
参考論文 Reference Papers	1通 1 copy

論文提出者 連絡先 Contact information	（住所）Address 〒 電話番号（Telephone number）：

（様式５）
(Attached Form 5)

論　　文　　目　　録
List of Publications

Name　　Seal
氏　　名　　㊞

学　位　論　文
Dissertation
論　文　題　目
Dissertation title

公　表　の　方　法
Method of publication

参　考　論　文
Reference paper
論　文　題　目
Dissertation title

備考　公表の方法：刊行及び学術雑誌等への掲載予定など
Remark: Method of publication includes your plans for publishing your paper, such as having it printed in academic magazines and other publications.

（様式６）
(Attached Form 6)

学位論文の要旨（論文の内容の要旨）
Summary of the Dissertation (Summary of Dissertation Contents)

論文題目：
Dissertation title:

広島大学大学院国際協力研究科
Graduate School for International Development and Cooperation, Hiroshima University
専攻
Division
Student ID No.
学生番号
Name
氏　　名

備考　論文の要旨はＡ４判用紙を使用し，4,000字以内とする。ただし，英文の場合は1,500語以内とする。
Remark: The summary of the dissertation should be written on A4-size pages and should not exceed 4,000 Japanese characters. When written in English, it should not exceed 1,500 words.

（様式７）
(Attached Form 7)

履　　歴　　書
Resume

本籍（都道府県名，外国人は国名を記載）
Legal domicile (Japanese student: your prefecture; international student: your country)

現住所(Current address)

フリガナ(Name in *katakana*)　　男　・　女
氏　　名 (Name)　　Male/Female
生年月日(Date of birth)

学　　歴
Academic history
年　　月　　日
(Dates)

職　　歴
Job history
年　　月　　日
(Dates)

研 究 歴
Research history
年　　月　　日
(Dates)

賞　　罰
Award and punishment

上記のとおり相違ありません。
I attest that the above information is true.

年　　月　　日
Date

Name　　Seal
氏名　　印

備考　１）履歴事項は，高等学校卒業後の履歴について年次を追って記載すること。
For your academic history, give a chronological account beginning after your graduation from high school.
２）用紙はＡ４とし，横書きとすること。
If writing in Japanese, use A4 paper and write horizontally.

（様式８）

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博　士　（　　）	氏名	
学位授与の要件	学位規則第４条第１・２項該当		

論　文　題　目

論文審査担当者
主　　査　　印
審査委員
審査委員
審査委員

〔論文審査の要旨〕

備考：審査の要旨は1,500字以内とする。
論文審査担当者欄は，所属・職名も記入すること。

（様式９）

試験の結果の要旨

（平成　年　月修了予定）

報告番号	広大　第　　号	氏　　名		学位	博士（　　）

試 験 担 当 者	主　　査　　㊞ 審査委員 審査委員 審査委員 審査委員

＜試験の結果の要旨＞

結　果	合　・　否

備考：要旨は400字程度とし，試験の方法も記載すること。
　　試験担当者欄は，所属・職名も記入すること。

広島大学大学院国際協力研究科博士論文作成要領

１．論文の表紙等は，別紙１から別紙４を参考に広島大学大学院国際協力研究科博士論文であることを明記し，論文題目，氏名，提出年月を記載するものとする。
　提出年月については，３月修了の場合は（西暦）年３月，９月修了の場合は（西暦）年９月とする。

２．本文は，原則として，Ａ４判用紙に横書きとし，左綴じとする。
　日本語の場合は，４０字Ｘ３５行，英語の場合はダブルスペースで２２行を目安とする。
　なお，上下及び右のマージンは２５ｍｍ，左のマージンは３０ｍｍとるものとする。

別紙１

製本表紙（クロスの黒地に金文字）Ａ４版

博 士 論 文

論　文　題　目

氏　　名

広 島 大 学 大 学 院 国 際 協 力 研 究 科

提 出 年 月

備考　提出年月は西暦で表記すること。

別紙１（英語版）

製本の表紙（クロスの黒地に金文字）Ａ４版

Doctoral Dissertation

Title of the Dissertation

Name

Graduate School for International Development and Cooperation
Hiroshima University

Month Year

別紙２

内表紙　Ａ４判

５０～７０mm

論　文　題　目

４０～５０mm

学　生　番　号

氏　　名

広島大学大学院国際協力研究科博士論文

提　出　年　月

３０～４０mm

備考　提出年月は西暦で表記すること。

別紙２（英語版）

内表紙　Ａ４版

５０～７０mm

Title of the Doctoral Dissertation (Bold Type)

４０～５０mm

Student ID Number

Name of the Student (Bold Type)

A Dissertation Submitted to
the Graduate School for International Development and Cooperation
of Hiroshima University in Partial Fulfillment
of the Requirement for the Degree of
Doctor of ・・・・

Month Year

３０～４０mm

別紙３

内表紙の次頁　Ａ４版

広島大学大学院国際協力研究科

論　文　名：
学位の名称：
学 生 番 号：
氏　　名：

年　　月　　日

審査委員会
委員長・教授／准教授・・

印

印

印

印

○○大学教授

印

年　　月　　日

研究科長

印

別紙３（英語版）

内表紙の次頁　Ａ４版

We hereby recommend that the dissertation by Student Name (Mr./Ms. ・・・) entitled "Title of the Dissertation" be accepted in partial fulfillment of the requirements for the degree of DOCTOR OF ・・・(CAPITAL LETTER).

Committee on Final Examination:

Name, Professor/Associate Professor
Chairperson

Name, Professor, ・・・University

Date:

Approved:

Date:

Name, Professor
Dean

Graduate School for Interanational Development and Cooperation
Hiroshima University

別紙４

背表紙

論文題目　氏名　○○○○年○○月

Title of the Dissertation　Name　Month Year

８．教育職員免許状の取得について

当該免許状の一種免許状を有している者が，下表に示した授業科目を２４単位以上修得すれば中学校専修免許状又は高等学校専修免許状授与を申請することができる。

教育職員免許法に定める科目一覧表

専　　攻	取得できる免許状の種類，教科	該　当　授　業　科　目	
開発科学専攻	中学校教諭専修免許状（社会） 高等学校教諭専修免許状（公民）	日本経済論 国際関係特論 アジア・アフリカ教育論 経済開発論 家計行動分析論 比較経済発展論 環境資源経済論 国際経済論 国際経済政策論 政策評価論 国際金融論 開発金融論 経営戦略論 工業開発論 多国籍企業論 企業の社会的責任論 国際公共政策論	経済開発論演習 地球環境政策論 紛争解決論 アジア法 平和外交論 安全保障外交論 協力外交論 人間安全保障論 日本政治論 国際政治学 世界法秩序論 グローバル社会地域協力論 平和学 平和構築論 平和共生演習 南アジアの文化人類学Ⅰ
	中学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（理科）	環境管理技術特論 開発技術論 環境モニタリング論 草地生態学 資源動物学 資源生態学 資源植物学 生態系微生物学 環境モニタリング論演習	動物資源開発論演習 環境資源論演習 海洋流体学 バイオマス利用学 理科教育開発論 科学教育開発基礎論 理数科教育授業論Ⅰ 理数科教育授業論Ⅱ
	高等学校教諭専修免許状（工業）	交通工学 交通計画 地域・都市工学 観光政策 地域開発工学 地域・都市工学演習 環境シミュレーター 地盤防災工学Ⅰ 地盤防災工学Ⅱ 応用海洋流体力学 海洋環境保全論	環境流体力学 耐震構造学 地震防災論 環境計画論 建築計画学 技術開発論演習 環境保全論演習 サスティナブル建築論Ⅰ サスティナブル建築論Ⅱ
教育文化専攻	中学校教諭専修免許状（社会） 高等学校教諭専修免許状（公民）	日本経済論 アジア・アフリカ教育論 教育開発計画論Ⅰ 教育開発計画論Ⅱ 教育研究方法論Ⅰ 教育研究方法論Ⅱ 教育人材開発論 開発教育・国際理解教育論 数学教育開発論 教育メディア論 ノンフォーマル教育論 国際教育協力論 自然環境理解教育論Ⅰ 自然環境理解教育論Ⅱ 自然環境保全教育論 日本カリキュラム開発制度論	科学技術基礎能力開発論Ⅰ 科学技術基礎能力開発論Ⅱ 国際教育交流論 異文化適応論 言語教育メディア論 言語表現論 教育開発論演習 カリキュラム開発論演習 言語教育論演習 高等教育交流論演習 教育開発国際協力論演習 地域研究論 南アジアの文化人類学Ⅰ 南アジア農村社会発展論
	中学校教諭専修免許状（社会） 高等学校教諭専修免許状（地理歴史）	アジア文化特論 民族言語教育論 民族言語文化論 比較言語文化論 開発と文化 農村経済論 文化動態論実習･現地研究	経済開発政策特論 南アジアの文化人類学Ⅱ 途上国農村地域研究 文化動態論演習

９．履修手続について

⑴ 履修手続きについて

履修手続は，学内外のパソコンを利用して「もみじ」から「Ｍｙもみじ」へログインして行ってください。利用マニュアルは入学時のガイダンスで抜粋版を配布していますし，Ｍｙもみじのメニューからも見ることができます。

⑵ 履修登録期間（期限厳守）

前期　　４月初旬～４月中旬（４月２２日頃まで）
後期　　９月下旬～１０月中旬（１０月２０日頃まで）

履修登録の具体的な日程は，学期ごとに「Ｍｙもみじ」の学生へのお知らせ画面に掲載します。
原則として，履修登録期間終了後は，履修科目の登録や取消はできません。

なお，他の研究科や学部が開講する科目を履修する場合は，主任指導教員の了承を得たうえで，それぞれの研究科・学部の履修手続きを行って下さい。研究科・学部により，履修登録期間や手続き方法が異なる場合がありますので，注意して下さい。

⑶ 集中講義の登録について

履修登録期間の時点では，集中講義の日程が確定していないことがほとんどです。このため，集中講義は別途履修登録期間を設けています。集中講義の履修登録期間は，前期は５月末から６月半ば頃，後期は１１月上旬頃です。
集中講義の実施日程や履修登録期間は，決定次第「Ｍｙもみじ」に掲載するとともに，研究科２階の掲示版でも周知します。

⑷ 履修登録の流れ

学生便覧，授業時間割，シラバス等を参照しながら履修する授業科目を決めて登録してください。
時間割やシラバスは「Ｍｙもみじ」で確認して下さい。時間割は学生支援室でも配布します。

修士課程の学生は，修了に必要な単位のうち「主任指導教員指定科目」として１２単位以上を履修する必要があります。（学生便覧２６頁を参照のこと。）入学して最初の学期初めに，履修する科目及び科目区分について主任指導教員の承認を得て，学生支援室に「主任指導教員指定科目届」を提出してください。

なお，履修登録期間中は、何度でも登録をやり直すことができますが，履修登録期間終了後は，履修科目の追加登録や変更，取消はできません。

１０．既修得単位等の認定に関する申合せ

（平成　７年６月９日研究科制定）
（平成１７年２月２１日一部改正）

１．認定願の申請時期は，入学した年度の４月入学者は６月末日まで，１０月入学者は１２月末日までとし，主任指導教員の了承を得た上で，国際協力研究科教育研究学生支援室（学生支援室）に提出するものとする。
２．単位の認定及び成績評価については，学務委員会で審議し，教授会で決定する。
　なお，審議に際し，学務委員会は必要に応じて当該科目の担当教員に依頼する。
３．既修得単位等として認定できる単位は，本研究科の修了要件のうち，演習（必修）４単位を除き，１０単位を限度とする。

１１．身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)

(平成16年4月1日学長決裁)

A　理念

この特別措置は，広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則(平成16年4月1日規則第129号)第6条第2項の規定に基づき，身体等に障害のある学生に対して，試験等の評価基準は変更しないが，その伝達方法及び回答方法等について，当該学生の障害に応じて変更を加え，その学生の不利益にならないようにするために定める。

B　特別措置の対象者

次のいずれかに該当する者

1　入学試験(大学入試センター試験を含む)において特別措置を講じた者

2　障害者手帳の交付を受けている者，あるいはそれと同程度の障害を有する者

3　通常の授業の受講の様子から，担当教員が特別措置を必要と認めた者

C　特別措置の内容・方法等

以下の特別措置の内容・方法等を基準として，具体的には，当該学生及びチューター(指導教員)と授業担当教員が協議して決める。

【視覚障害者(点字使用者)】

1　出題形式は，①点字　*1，②普通文字の読み上げ，③録音テープの再生，④フロッピーディスク　*2，などによる。

2　解答形式は，①点字　*1，②口頭，③テープ録音，④ワープロ　*3，などによる。

3　上記1及び2のそれぞれの①～④は，さまざまな組合せを可能とする。

4　必要に応じて，試験時間を延長する。

5　出題形式や解答形式，試験時間の延長により，必要があれば，別室で行う。

【視覚障害者(弱視者)】

1　希望があれば，問題用紙や解答用紙を拡大コピーする。(拡大倍率は当該学生と協議して決める)

2　当該学生の必要性に応じて，弱視レンズ，拡大読書器，補助照明器具等の使用や，ワープロによる解答等を認める。

3　窓際の明るい座席を希望する場合は，その座席を保証する。

4　必要に応じて，試験時間を延長する。

5　出題形式や解答形式，試験時間の延長により，必要があれば，別室で行う。

【聴覚障害者】

1　問題用紙に印刷されない，口頭による説明がある場合は，当該学生に対しては，紙に書いたものを渡すか，黒板に書く。

2　試験時間・終了の指示が明確に伝わるようにする。

3　必要に応じて，手話通訳者を配置するか，筆談によるコミュニケーションを図る。

4　必要に応じて，試験時間を延長する。

5　コミュニケーションの方法や試験時間の延長により，必要があれば，別室で行う。

【上肢機能障害者】

1　解答形式は，必要に応じて，①ワープロ　*4，②口頭　*5，③テープ録音，④代筆　*6，などによる。

2　自筆解答による場合は，必要に応じて，解答用紙を拡大したり，自由記述形式　*7などによることも可能とする。

3　必要に応じて，試験時間を延長する。

4　解答形式や試験時間の延長により，必要があれば，別室で行う。

【体幹機能障害者】

1　座位を保つことが不可能又は困難な場合は，別室において，当該者にとって受験しやすい状況を設定する。

2　解答形式は，必要に応じて，上肢障害者に準じて配慮する。

3　必要に応じて，介助者の同席を認める。

4　必要に応じて，試験時間を延長する。

5　上記１に該当しない場合でも，解答形式や試験時間の延長により，必要があれば，別室で行う。

【その他の障害者】

1　上述の障害種別に該当しない者に対する特別措置は，上述の障害種別による措置に準じて配慮するか，あるいは，当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して，配慮の内容・方法を決定する。

2　上述の障害を複数併せ持つ者に対しては，それぞれの障害種別による措置を参考にしながら，当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して，配慮の内容・方法を決定する。

《一般的事項》

1　試験時間の延長範囲の適切さは，障害の種別や程度，問題の内容，出題形式や解答形式などにより，異なるので，一律に規定することは出来ない。

一つの参考として，大学入試センター試験においては，

⑴　点字受験者に対しては一般の試験時間の1.5倍

⑵　弱視者に対しては1.3倍

⑶　体幹機能障害により座位を保つことが困難な者，両上肢の機能障害が著しい者のうち，通常のマークシートとは別のチェック解答用紙により解答する者に対しては1.3倍

⑷　代筆により解答する者に対しては，科目により1.3倍又は1.5倍の時間延長が認められている。

2　試験時間の延長にあたっては，その試験の直前又は直後の授業や試験との時間的重複が生じないように，以下のような配慮をする。

⑴　その試験の後の授業や試験がなければ，延長分を後に追加する。

⑵　その試験の後の授業や試験はあるが，その試験の前の授業や試験がなければ，延長分を前に追加する。

⑶　その試験の前後とも授業や試験がある場合は，別室において，一般の受験者との間に試験の内容について交渉がもてない状況を設定して，順次，試験時間をずらして実施する。

⑷　一般問題とは別の問題により，時間帯や日を変えて試験を行う。

⑸　一般問題とは別に，レポートにより評価する。

3　課題を提示してから，後日レポートを提出させる場合は，当該学生のレポート作成のための時間を考慮して，提出期日を延期するかどうかを，当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して決める。

4　当該学生の身体等の障害に関連する体調の不良等により，試験日に受験できない場合の追試等の取り扱いについては，担当教員の裁量とする。

＊1　点字により出題する場合は，普段の授業の教材等を点訳している学生に，問題の点訳を依頼することが適切でないものについては，①教育学研究科，②広島県立広島中央特別支援学校，③広島県立点字図書館，④一般の点訳奉仕団体，などに依頼する。なお，点訳には，問題の内

容や量により，時間がかかることを考慮する必要がある。

また，出題内容に図や表がある場合，その内容によっては，修正を必要とすることがあったり，触察・触読が不可能なため代替問題にする必要があることもある。

点字による解答の処理については，①解答を回収した後で，本人に読み上げさせる，②普段点訳を担当している学生(出題内容を知らない者)に読み上げさせるか，又は普通文字への書きなおしを依頼する，③問題の点訳を依頼した前段の団体等に，普通文字への書きなおしを依頼する，などの方法が考えられる。

＊2　フロッピー・ディスクによる出題とは，当該視覚障害者が，パソコンの音声ディスプレイ又は点字ディスプレイによる読取りが可能な場合に，行いうる方法。ファイル様式など具体的な方法については，本人と協議する。

＊3　視覚障害者が漢字を含む普通文字による文書を作成できる視覚障害者用ワープロシステムがある。

＊4　上肢機能障害者がワープロを使う場合，通常の手の指でキーを叩く入力の方法以外に，くわえた(あるいは額に固定した)棒でキーを叩くなど，特殊な方法をとる者もいる。

＊5　肢体不自由者の中には，発音に問題があり，普段から本人とのコミュニケーションに慣れていないとスムーズに聞き取れないことがあり，通訳者を介することが必要なこともある。

＊6　代筆者の選定にあたって，上記＊5と同じ問題があり，普段から本人とのコミュニケーションに慣れている者を代筆者にすることが必要なこともある。

＊7　上肢機能障害者の中には，規定された罫線や枠の中に文字を書くことが困難な者がいる。そのような場合には，白紙の解答用紙を与え，問題番号等を明記させたうえで，自由に記述させる解答方法もある。

D　特別措置の周知と申請

1　各学部，各研究科及び専攻科(以下「学部等」という。)は，身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置の内容等について，学生及び教員に対して周知を図る。

2　当該学生は，特別措置を受けようとする試験科目の開設学部等の教務担当に，原則として履修登録確定後から試験日の3週間前までに申請する。(ただし，点字による出題又は代筆による解答を希望する場合は，原則として履修登録確定後から4週間前までに申請する)

なお，不測の事態により特別措置の必要が生じた場合には，上述の期間にかかわらず速やかに申請する。

3　申請をうけた教務担当は，当該授業の担当教員に連絡する。

4　当該授業の担当教員は，必要があれば当該学生及びチューター(指導教員)と特別措置の内容・方法等について協議する。

E　特別措置の措置状況報告

特別措置の申請があった授業科目を開設する学部等の長は，特別措置の意義・内容の周知徹底を図るため，各学期ごとに特別措置の措置状況をとりまとめ，アクセシビリティセンター長に文書で報告する。

(注)(平成17年11月1日　一部改正)

この申合せは，平成17年11月1日から施行し，この申合せによる改正後の身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)は，平成17年7月15日から適用する。

(略)

(注)(平成20年5月14日　一部改正)

この申合せは，平成20年5月14日から施行する。

１２．長期履修学生制度について

１．長期期履修学生制度とは

職業を有している等の事情により，通常の修業年限を超えて一定の期間にわたり，計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することができる制度です。

この制度による授業料は，通常の修業年限分の授業料総額を計画的に履修することを認められた一定の期間の年数で分割して納めることとなります。

２．対象となる学生

長期履修を願い出できる者は，職業（定職）を有している者又は本学フェニックス入学制度により入学した者で長期履修を希望する者です。

３．長期履修の期間

長期履修の期間は，在学年限の範囲内で本研究科が定める年数を限度とします。

４．申請手続き等

長期履修を希望する場合は，入学後の履修ガイダンスを受けた後，指導教員と相談のうえ履修計画を立てる必要があります。

なお，提出書類等は，本研究科学生支援グループに照会してください。

５．手続期間

- ４月１日～４月１５日
- １０月１日～１０月１５日

１３．大学院共通授業科目等について

○大学院共通授業科目（受講対象者：全研究科の学生）

広島大学大学院の授業科目のうち，全ての研究科の学生が共通に履修できる授業科目を，大学院共通授業科目として提供しています。

なお，修得した単位は，所属する研究科の履修基準により，修了要件単位に算入することができます。また，シラバスの確認，履修手続きは「My もみじ」で行ってください。

◇高度専門職業人養成が可能な実践的な教育研究に関する授業科目

社会の変化やグローバル化に対応し，社会の各分野で指導的な役割を果たし，国際的にも活躍できる人材の養成を一層促進する観点から，次の授業科目を提供しています。

＜平成 24 年度開講科目＞

授業区分 (授業分類)	授業科目名	開設 単位数	開設部局
高度専門職業人養成に関する科目 (基礎知識・能力)	アドバンスト・イングリッシュⅠ	2	外国語教育研究センター
	プレ・アカデミック・イングリッシュⅡ	2	
	Practical work on writing reports and presentation(1)	2	生物圏科学研究科
	Practical work on writing reports and presentation(2)	2	
	能力開発特論	2	国際協力研究科
高度専門職業人養成に関する科目 (専門的な知識・スキル)	科学教育開発基礎論	4	
	サステナブル物質科学	2	先進機能物質研究センター
	サステナブル生物科学・環境資源科学	2	サステナブル・ディベロップメント実践研究センター
社会人基礎力に関する科目 (キャリア設計)	人文社会系キャリアデザイン	2	キャリアセンター
	理工系キャリアデザイン1(コミュニケーション，プレゼンテーション)	1	
	理工系キャリアデザイン2(ファシリテーション)	1	
社会人基礎力に関する科目 (キャリア開発)	コミュニケーション能力開発	2	先端物質科学研究科
	学術ボランティア演習	1	生物圏科学研究科
社会人基礎力に関する科目 (技術経営)	課題発見・問題解決，発想法	1	若手研究人材養成センター
	経済事情	1	
	実務マネジメント	1	
	リーダーシップ手法	1	
	アジア経済概論	1	
	ベンチャー起業論(MOT-1)	2	工学研究科
	技術戦略論(MOT-2)	2	
	知的財産及び財務・会計論(MOT-3)	2	
	技術移転論(MOT-4)	2	
	イノベーション技術経営論(MOT-5)	2	
	Management of Technology for Innovation(MOT-E1)	2	
	Technology Transfer(MOT-E2)	2	
研究能力の育成に関する科目 (研究能力)	生命倫理ディベート演習	1	生物圏科学研究科
	生命・医療倫理学	2	医歯薬保健学研究科

◇平和に関する授業科目

被爆地「ヒロシマ」に開学し，「自由で平和な一つの大学」を建学の精神として掲げる広島大学では，寛容と共生の心を養い，平和に対する意識を高められるよう，次の授業科目を提供しています。

なお，社会科学研究科及び国際協力研究科が開設する授業科目は，英語で行われます。

＜平成 24 年度開講科目＞

授業区分 （授業分類）	授業科目名	開設 単位数	開設部局
平和に関する科目	文明共存論	2	総合科学研究科
	英米社会論（国際関係）	2	
	グローバル・ガバナンス特論（地球市民と平和）	2	社会科学研究科
	国際関係特論	2	国際協力研究科
	環境管理技術特論	2	
	経済開発政策論	2	
	教育開発特論	2	
	アジア文化特論	2	
	平和学	4	
	都市と市民による平和の創造	2	
	大規模災害と国際協力	2	

○若手研究人材養成センター提供プログラム－地方協奏による挑戦する若手人材の養成計画－　（受講対象者：プログラムによって異なる）

「地方協奏による挑戦する若手人材の養成計画」は，地域の企業等と連携し，博士課程後期の学生及び若手研究員を若手研究人材として養成し，広島大学から産官学の各界に輩出する計画です。本取組みは，文部科学省科学技術人材育成費補助金「ポストドクター・インターンシップ推進事業（イノベーション創出若手研究人材養成）」の補助事業です。

男女を問わず，独自の専門に裏打ちされた幅広い知識と興味をもち，新分野に挑戦する活力のある人材を養成します。養成した人材の進路は，企業や研究機関等の研究者・技術者，中高校の理科の教員，大学や研究支援機関等の職員を想定しています。

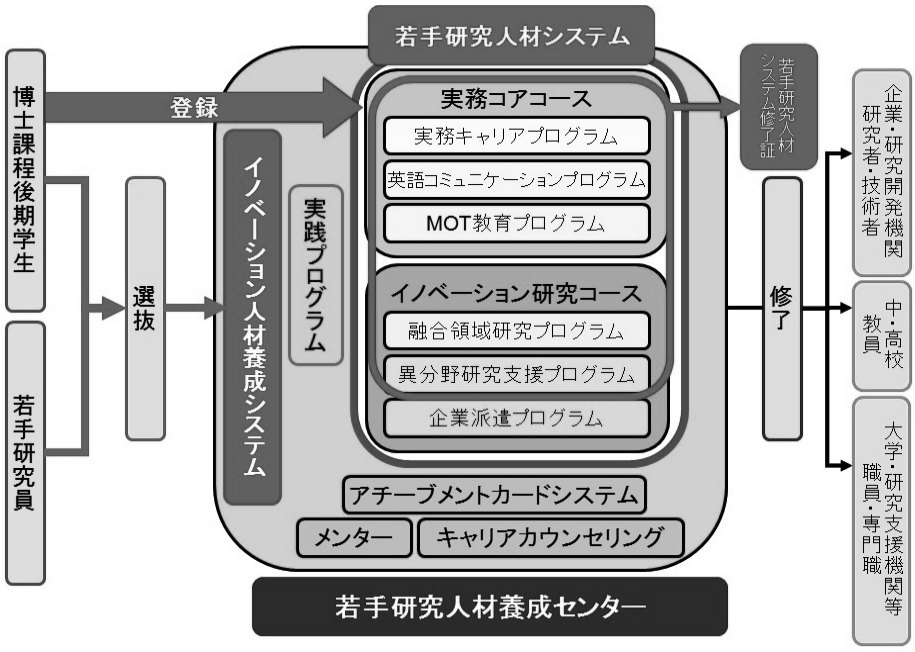

◇若手研究人材システムプログラム・・・選抜なし

広島大学の博士課程後期の学生は，誰でも受講できます（特別な経費はかかりません。）。登録ページ（http://wakate.sci.hiroshima-u.ac.jp/yrec/）から，登録してください。若手研究人材養成センターで提供する実践プログラムを選択して受講します。受講者の修得単位や取組み実績は，アチーブメントカードシステムにより一元管理し，それに基づき指導・助言します。必要な基準を満たしたことが認められると「若手研究人材システム修了証」が授与されます。

＜平成 24 年度「実践プログラム（実務コアコース）開講科目＞

※対象科目は，大学院共通授業科目としても位置付けられています。

◆英語コミュニケーションプログラム◆

授業科目名	開設単位数	開設部局
アドバンスト・イングリッシュⅠ	2	外国語教育研究センター
プレ・アカデミック・イングリッシュⅡ	2	

◆実務キャリアプログラム◆

授業科目名	開設単位数	開設部局
人文社会系キャリアデザイン	2	キャリアセンター
理工系キャリアデザイン１(コミュニケーション，プレゼンテーション)	1	
理工系キャリアデザイン2(ファシリテーション)	1	
課題発見・問題解決，発想法	1	若手研究人材養成センター
経済事情	1	
実務マネジメント	1	
リーダーシップ手法	1	
アジア経済概論	1	

◆MOT 教育プログラム◆

授業科目名	開設単位数	開設部局
ベンチャー起業論(MOT-1)	2	工学研究科
技術戦略論(MOT-2)	2	
知的財産及び財務・会計論(MOT-3)	2	
技術移転論(MOT-4)	2	
イノベーション技術経営論(MOT-5)	2	
Management of Technology for Innovation(MOT-E1)	2	
Technology Transfer(MOT-E2)	2	

◇イノベーション人材養成システム・・・選抜あり

理系の研究科等に所属する博士課程後期の大学院生及び博士学位取得後 5 年以内の若手研究者を対象としています。選抜された被養成者には，センターが提供する実践プログラム（実務キャリア，英語コミュニケーション，MOT 教育，融合領域研究，異分野研究支援，企業派遣プログラム）の受講に加えて，学外機関によるビジネス英語研修やビジネスマナー講習への参加を支援します。被養成者の修得単位や取組み実績は，アチーブメントカードシステムにより一元管理し，それに基づき，メンターが指導・助言します。

企業等での 3 ヶ月間以上のインターンシップにより，自身の将来を具体的に考える機会を提供します。インターンシップ先は，広島大学が進める本事業について連携企業として覚書等を締結した企業等です。インターンシップ前の事前学習に始まり，企業等とのマッチング・企業での自己ＰＲに関係するプレゼンテーション資料の作成，インターンに係る旅費や給与まで幅広く支援します。

実践プログラムを受講し，長期インターンシップに参加した者には，「イノベーション人材養成システム修了証」が授与されます。

※選抜とは：毎年 9 月と 3 月の，年 2 回，選抜を行います。選抜の日程や詳細については，下記 URL に案内を掲載します。また，「My もみじ」にもお知らせを掲載いたします。

【若手研究人材養成センター提供プログラムについての問合せ先】
広島大学　若手研究人材養成センター
Tel：082-424-6213　　Fax：082-424-4565
E-mail：wakateyousei@office.hiroshima-u.ac.jp
URL：http://www.hiroshima-u.ac.jp/wakateyousei/

○「国際サステナブル科学リーダー育成システム」プログラム

（受講対象者：理系の大学院生）

サステナブル・ディベロップメント実践研究センターでは，循環型持続的社会基盤の形成に必要な知識・技術を習得し，個人レベルで積極的に対応できる人材の養成を目的として「国際サステナブル科学リーダー育成システム」プログラムを開講しています。

本プログラムの修了には，必修科目（４単位）と選択科目（４単位）の単位取得が必要で，プログラム修了生には，「サステナブル科学修得認定証」が授与されます。

＜平成 24 年度開講科目＞

区分	授業科目名	開設単位数	開設部局
必修	サステナブル物質科学	2	先進機能物質研究センター
	サステナブル生物科学･環境資源科学	2	サステナブル･ディベロップメント実践研究センター
選択	保全生態学	2	総合科学研究科
	共生微生物学	2	
	生物多様性科学	2	
	地球構成物質論	2	
	表層物質動態論	2	
	表層環境変動論	2	
	気候変動災害論	2	
	複雑系物質論	2	
	複雑系基礎論	2	
	複雑系構造論	2	
	相関系量子論	2	
	相関系物質論	2	
	相関系計測論	2	
	環境物質循環論	2	理学研究科
	資源地質学	2	
	水-岩石･鉱物-微生物相互作用	2	
	生物化学I	2	
	分析化学II(隔年)	2	

区分	授業科目名	開設単位数	開設部局
選択	物理学概論	2	先端物質科学研究科
	生命科学概論	2	
	エレクトロニクス概論	2	
	水素機能材料学	2	
	フロンティア生命科学(隔年)	2	
	フロンティア生命機能工学(隔年)	2	
	分子・バイオデバイス工学	2	
	環境化学工学特論	2	工学研究科
	環境高分子化学特論	2	
	グリーンプロセス工学論	2	
	高分子工学論	2	
	実践有機化学特論	2	
	有機触媒化学論	2	
	材料物性化学論	2	
	物質移動特論	2	
	陸域生物圏フィールド科学入門	1	生物圏科学研究科
	陸域生物圏フィールド科学演習	1	
	食品衛生微生物学Ⅰ	1	
	食品衛生微生物学Ⅱ	1	
	水圏生態環境学入門	1	
	水圏生態環境学応用編	1	
	栽培漁業学入門	1	
	栽培漁業学	1	
	健康栄養科学	1	
	栄養生化学	1	
	海洋生態系評価論入門	1	
	海洋生態系評価論	1	

【「国際サステナブル科学リーダー育成システム」プログラムについての問合せ先】
広島大学　サステナブル・ディベロップメント実践研究センター
Tel: 082-424-6481 Fax: 082-424-7327
E-mail: hutt-qaa@office.hiroshima-u.ac.jp
URL: http://www.hiroshima-u.ac.jp/rcsd/

Ⅱ．学　生　生　活　関　係

１．学生への連絡について

学生への伝達事項は，原則として「Ｍｙもみじ」に掲示しますので，一日一度は必ず「Ｍｙもみじ」にログインして確認するよう心がけてください。

My もみじ
https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml
広大 ID，パスワードを入力してログインする。

ただし，以下のいずれかに該当する場合は，国際協力研究科２階の掲示板にも掲示します。また，重要な事項についても同様に掲示します。

(1) 履修登録期間中の掲示
(2) 新入生に対する掲示（期間限定）
(3) 「Ｍｙもみじ」が正常に稼働しない場合の連絡

掲示事項は、周知したものと扱いますので、見落としの無いように注意してください。掲示を確認しなかったために被る不利益は自己の責任となります。

なお，研究科宛学生の郵便物は，学生支援室のボックスに入れますので，各自確認のうえ，持ち帰ってください。

２．学生証について

学生証は常に携帯してください。

万一，紛失又は汚損した場合，「学生証再発行願」を学生支援室に提出し再交付を受けてください。（再発行は有料。）

学生証は発行の日から博士課程前期は２年間（博士課程後期は３年間）有効です。学籍を離れた時又は有効期間を経過した時はすみやかに返却してください。

３．構内駐車証について

自動車・自動二輪車及び原動機付自転車を使用して東広島キャンパスに通学する者は，入構の許可を受け，構内駐車証及びパスカード（有料）が必要です。（ただし，自動二輪車及び原動機付自転車は構内駐輪証のみ）

許可申請資格は地区等により規制があり，交通安全講習会の受講が必要です。

構内駐車証・駐輪証交付申請書は学生支援室で受付けます。（別途掲示します。）

４．休学，退学について

病気その他やむを得ない理由により３月以上修学できない場合は，休学することができます。この場合，本人の自署及び父母等連署のうえ，主任指導教員の了承を得て，休学願を提出する必要があります。

諸般の理由により退学を願い出る場合は，本人の自署及び父母等連署のうえ，主任指導教員の了承を得て，退学願を提出する必要があります。なお，授業料等が完納されていない場合は，退学願を受理することはできません。退学後は，学生証を学生支援室へ返還して下さい。

休学・退学いずれの場合も，手続きが遅れると授業料が発生する場合がありますので，早めに学生支援室へ相談して下さい。

５．授業料免除・徴収猶予・月割分納について

すべての学生は，本学が定めた授業料を所定の期日(前期４月末日，後期 10 月末日)までに納入する義務があります。しかし，経済的理由によって納入が困難であり，かつ学業

成績優秀と認められる者に対しては，授業料の全額又は半額を免除する制度があります。また，特定の事由のある者に対しては，徴収猶予あるいは月割分納の制度があります。

授業料免除等の申請をしようとする場合は，教育室学生生活支援グループ（学生プラザ３階）又は国際協力研究科学生支援室で「授業料免除等申請のしおり」を受け取り，申請の手続きをしてください。

申請書類は，教育室学生生活支援グループ（学生プラザ３階）へ提出し，結果発表までは授業料を納入しないでください。（「広島大学授業料等免除及び猶予規則」参照。）

申請時期，しおりの配付等については，Ｍｙもみじと掲示板でお知らせします。

６．奨学金について

(1) 日本学生支援機構

在学生を対象とした定期募集が，４月初旬にあります。

また，この定期募集以外にも，家計の急変（家計支持者の失職，死亡又は災害等）により経済的に修学が困難になった時は，奨学生に採用されることがあります。詳細は，「13. 日本学生支援機構奨学金について」を参照ください。

(2) その他の各種育英団体

各種育英団体から本学に推薦依頼のあったものについては，その都度掲示によって通知します。募集の時期は，そのほとんどが４月から６月の間です。

７．各種証明書の発行について

以下に示す各種証明書は自動発行機を利用して取得してください。自動発行機は東広島キャンパスでは総合科学部，文学部，教育学部，法学部・経済学部，理学部，工学部，生物生産学部に設置しており，どの発行機でも利用できます。学割証の年間発行可能枚数は２０枚まで，在学証明書等は制限がありません。稼動時間は午前８時３０分から午後５時１５分までです。（土，日，祝日，夏季一斉休業中（８月１２日～１５日前後。年により異なります。），１２月２９日～１月３日を除く。）

○発行証明書の種類

・在学証明書（和文，英文）
・成績証明書（和文）
・修了見込証明書（和文，英文）　※「Ｍｙもみじ」で進路希望情報の入力が必要。
・健康診断証明書（和文）
・ＪＲ学割証

成績証明書（英文）、通学証明書（通学定期購入用）、その他の証明書は学生支援室（学生支援グループ）で発行します。「証明書交付願」を提出してください。発行は「証明書交付願」を提出した翌日です。

学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）について

学割証は，修学上の負担を軽減し，学校教育の振興に寄与することを目的として JR により実施されている制度で，学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではありません。原則として，正課教育，課外教育活動，就職・試験，帰省，見学，傷病の治療，保護者の旅行への随行等の目的で JR を片道 100km を超えて利用する場合に使用することができます。学割証の有効期限は発行から３ヶ月間です。

不正使用は絶対にしないでください。不正使用を行った学生個人が懲戒処分を受け，多

額の追徴金を徴収されるだけでなく，本学も学割証発行停止措置を受けるなど，大学全体に影響が及ぶことになります。

（不正使用の事例）
・他人名義の学割証を使って乗車券を購入した
・自分の学割証を他人（友人、知人、家族など）に譲渡した
・学割証を使用して購入した乗車券を他人に譲渡または販売した
・学生証を所持しないで学割乗車券を使用した

８．連絡先変更届について

住所の届出は，所定の用紙により必ず行ってください。なお，住所を変更した場合は，その都度届け出てください。

９．学生健康保険組合の医療給付について

組合費の払込時に郵便局で渡される「払込票兼受領書」が組合員証の代わりになりますので大切に保管してください。

◎一般医療機関で治療を受ける場合

(1) 治療費は，直接医療機関へ支払ってください。

(2) 組合所定の診療報酬証明書(学生支援室に常備)に治療を受けた医療機関で証明を受けてください。

また， 医療給付金請求書の学生記入欄に，記入押印し，受診した月ごとにまとめて，翌月中に教育室学生生活支援グループに提出してください。

(3) 給付金は，翌月１０日までに受理した分は，その月の月末に各自指定の銀行口座へ振り込まれます。

◎学内医務施設で治療を受けられます。

組合加入者は，無料で診断が受けられます。

１０．学生教育研究災害傷害保険制度について

この保険は，教育活動中の種々の災害や傷害に対する救済を目的として相互共済を基本としており，大学負担で全員加入することになりました。

１１．保健管理センター案内

保健管理センターは，学生と教職員の体と心の健康をサポートし，疾病予防や健康増進を図ることを目的とした全学的な施設です。　URL：http://home.hiroshima-u.ac.jp/health/

（1）定期健康診断

毎年，４～５月に全学生を対象に定期健康診断を行いますので毎年必ず受診してください。日時や場所は，掲示等でお知らせします。随時の健康診断は行わないので注意してください。

また，定期健康診断受診者には健康診断証明書及び諸証明書を発行しますが，未受診者には発行できません。再検査未受診の場合も発行できないことがありますので，必ず定期健康診断を受診してください。

（2）健康相談，診療等

1）健康相談

身体の健康上の問題や悩みについて，医師または看護師が相談に応じます。必要に応じて他医療機関を紹介します。

2）診療

かぜ，腹痛等は内科医師による診療後，投薬がうけられます。

3）応急処置

けが，捻挫等は応急処置をします。必要に応じて他医療機関を紹介します。

4）婦人科健康相談（婦人科医による相談）

月経等の婦人科に関する相談に，女性婦人科医が応じます。

5）カウンセリング

心の健康上の問題や学生生活における様々な悩みの相談に，カウンセラーが応じます。

6）メンタルヘルス相談

心やストレスに関する健康相談全般について相談を受け付けています。

7）学生相談では上記以外の悩みについても相談にのります。

私生活でのこと，勉強，課外活動，進路変更，友達づくり，対人関係，先輩や教員とのトラブル，失恋，性格，自己開発，不安，劣等感，性的な悩み，いじめなど・・・，様々な悩みについて一緒に考えます。

地　区	場　所	曜日及び開室時間	健康相談	診　療（内科）	婦人科健康相談	泌尿器科健康相談	応急処置	健康診断証明書の発行	カウンセリング学生相談	メンタルヘルス相談
東広島	保健管理センター	月～金 8：30～17：30	○	○ 9：00～10：45 12：15～15：00	◎	◎	○	○		
	メンタルヘルス部門 カウンセリング部門 （学生プラザ４Ｆ）	月～金 8：45～17：30	○				○	○	◎	◎
広　島	保健管理センター 霞 分 室 （総合研究等北側）	月～金 8：30～17：15	○	月　○ 9：00～10：45 12：15～15：00 木　○ 9：00～10：45	◎		○	○	◎	◎
	保 健 管 理 室 （東千田地区）※	月～金 12：30～21：15	○	月　○ 18:00～19:30 水　○ 18:30～20:30			○	○	◎	◎

※東千田の保健管理室は長期休業期間中は時間が異なります。　　◎は予約制

【留意事項】

1．婦人科健康相談，泌尿器科健康相談，カウンセリング，メンタルヘルス相談は予約が必要です。曜日，時間，担当医，担当カウンセラー等の詳細についてはお問合わせください。

２．薬が必要な方は，必ず診療を受けてください。投薬のみの受付はいたしません。
３．健康診断証明書は証明書自動発行機でも発行できます。発行できない場合は保健管理センターで申し込んでください。

〔業務とお問い合わせ先〕

◇メディカル部門：身体のこと、病気のこと、健康相談、診療、応急処置、健康診断、婦人科相談、歯・口腔の相談
〒739-8514　東広島市鏡山 1-7-1　保健管理センター
TEL：(082) 424-6192
health@hiroshima-u.ac.jp

◇メンタルヘルス部門
〒739-8514　東広島市鏡山 1-7-1 学生プラザ 4F
TEL：(082) 424-6186
mental@hiroshima-u.ac.jp

◇カウンセリング部門、学生相談室：カウンセリング、こころの悩み、対人関係の悩み、学生相談、進路、学業のことなど
〒739-8514　東広島市鏡山 1-7-1 学生プラザ 4F
TEL：(082) 424-6187
shinri@hiroshima-u.ac.jp

12. 広島大学附属図書館利用案内

広島大学附属図書館は５館で構成され，全国有数の規模を誇る図書館です。また，本学の蔵書は約３３０万冊あり，そのうち約６割が中央図書館にあります。そして，全ての資料は全学共有の学術的・知的情報源として活用できるよう，総合的に管理されています。

東広島キャンパスには中央図書館，東図書館及び西図書館があり，広島キャンパスには霞図書館及び東千田図書館があります。

(1) 図書館の利用について

図書館を利用するには，「図書館利用証」（本学学生は学生証）が必要です。

広島大学各図書館の共通の利用証として使用できますので，利用の際は，必ず学生証を携帯してください。

(2) 開館時間

区　分		東広島キャンパス			広島キャンパス	
		中央図書館	東図書館	西図書館	霞図書館	東千田図書館
授業期	月～金	8:30-22:00	8:30-21:00	8:30-21:00	8:30-22:00	8:30-22:00
	土	10:00-18:00	10:00-17:00	10:00-17:00	9:45-19:15	12:00-22:00
	日	10:00-18:00	閉　館	閉　館	9:45-19:15	閉　室
休業期	月～金	8:30-22:00 (8/1～9/15, 12/24～12/26, 1/5～1/7, 3/1～3/31 は 8:30-17:00)	8:30-17:00	8:30-17:00	8:30-22:00	8:30-21:00
	土・日	10:00-18:00 (8/1～9/15, 12/24～12/26, 1/5～1/7, 3/1～3/31 は閉館)	閉　館	閉　館	9:45-19:15 (3 月末を除く 3 月は 10:00-18:00，8 月、３月末は閉館)	13:00-19:00 (8・9 月の土曜日のみ開室)

（注）霞図書館の月曜日（第１・第３）の開館時間は 12:00－22:00

休業期の開館時間は時期によって異なる場合があります。

(3) 休館日

国民の祝日に関する法律に規定する休日，広島大学創立記念日（11 月５日，ただし霞図書館は開館），年末年始（12 月 27 日から１月４日まで），定例整理日，館長が特に認めた日

(4) 資料の利用手続

ア．開架図書及び書庫内資料

＊＝学内者限定です。

①貸出手続

・開架図書室内の図書は，利用証を添えてサービスカウンターへ提示してください。

・書庫内の図書は「図書利用票」に所要事項を記入し、利用証を添えてサービスカウンターへ提示してください。

・開架図書室内・書庫内の図書（一部）は、図書自動貸出機による貸出手続きが可能です。（東千田図書館を除きます）。画面またはランプの指示に従ってください。

貸出冊数および貸出できる期間は各図書館で異なります

②長期貸出＊（学生のみ）

・長期休業中には長期貸出を行います。詳細についてはその都度掲示します。

・学年末休業における長期貸出は、卒業予定年次の方へは適用しません。

③予　　約*

・貸出中の図書を次に利用したい場合，予約申込ができます。利用証を提示してサービスカウンターへお申し込みください。

・OPAC 画面からも、予約申込ができます。

・返却期限を超過している時、貸出停止の時は予約できません。

④更　　新*

・引き続き図書を借り出したい場合，図書を持参してサービスカウンターへ申し出てください。

・長期貸出の図書を除き１回限り，貸出期間を延長することができます。ただし，返却期限を超過している場合や、予約のある図書は延長できません。

⑤返　　却

サービスカウンター（閉館時は玄関前のブックポスト）へ返却してください。返却期限に遅れた場合は，最大延滞日数分貸出停止となりますので注意してください。

イ．雑誌・新聞

外への一時持ち出し*

・雑誌のバックナンバーは、一時持ち出しが可能です。備え付けの「雑誌利用票」に所要事項を記入し、利用証を添えてサービスカウンターへ提示してください。

・持ち出しできる冊数は各図書館で異なります

・当日の閉館１５分前までに（書庫の雑誌は書庫利用時間内に）サービスカウンターへ返却してください。

・新聞及び最新着雑誌は一時持ち出しできません。

ウ．参考図書

資料の利用手続

・事典，辞典，便覧，年鑑，人名録，地図，白書，文献目録，蔵書目録，抄録，索引，その他書誌類等があります。

・参考図書コーナーに備え付けの図書資料は，貸出できません。

エ．視聴覚資料

・サービスカウンターへ申し込みのうえ，視聴覚室でご利用ください。

・ＤＶＤ，ＣＤ，ＬＤ，ビデオテープ，語学カセット等があります。

・視聴覚資料は貸出できません。

オ．特殊な資料の利用（中央図書館）

・貴重資料室　貴重資料・準貴重資料

予めサービスカウンターに備え付けの「貴重資料利用許可願」を提出し，館長の許可を受けなければ利用できません。

・和装資料室 和装資料

所蔵目録を探して，「図書利用票」に記入してサービスカウンターで請求してください。職員が出納をします。貴重資料に準じた資料は、貴重資料と同じ利用手続きを経る必要があります。

・特別資料室 特別文庫（個人文庫），大型コレクション，学位論文(本学分のみ)等

和装資料の利用と同じです。

・マイクロ資料室 マイクロフィルム、マイクロフィッシュ等

和装資料の利用と同じです。霞図書館の資料利用の詳細については，別途配布の「霞図書館利用案内」をご覧ください。

(5) 貸出冊数と期間

《中央図書館》，《東図書館》，《西図書館》，《東千田図書館》

貸出区分	図　　書		雑誌のバックナンバー	
	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間
本学の職員	２０冊以内	３０日以内	１０冊以内	１日以内
本学の大学院学生	１５冊以内	３０日以内	１０冊以内	１日以内
本学の学部学生	８冊以内	２週間以内	５冊以内	１日以内

《霞図書館》

貸出区分	図　　書		雑誌のバックナンバー	
	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間
本学の職員 本学の大学院学生 本学の学部学生	５冊以内	２０日以内	５冊以内	１日以内

(6) 資料の探し方

ア．オンライン目録検索

本学所蔵資料は，図書館または学内の研究室などに備え付けのパソコンで OPAC 及び Webcat により検索できます。

イ．カード目録検索

全学総合目録は，中央図書館に設置していますが，各館には各館が所蔵するカード目録があります。

OPAC 及び Webcat 検索の方法，カード目録の探し方がわからない場合，又は資料が検索できない場合は，サービスカウンターでお尋ねください。

(7) レファレンス・サービス

レファレンス・サービスとは，図書館の利用者が，学習・調査・研究するうえで必要な文献及び情報について調査援助することです。その内容には以下のようなものがあります。

・資料の解説
・文献検索・入手法の指導及び援助
・文献の書誌的事項調査及び所在調査
・一般的な質問に対する調査・回答
・書誌・索引・抄録等二次資料の情報検索・利用案内

(8) その他のサービス

ア．文献複写

著作権法の下に，図書館の資料を複写することができます。

文献複写申込書に所定の事項を記入して各館のサービスカウンターへ申し込んでください。料金は，学内者については１枚２０円（私費）です。

生協発行コピーカードの使えるコピー機もあります。（中央・東・霞はカラーコピーもできます）

イ．相互利用サービス

文献複写依頼：　必要な文献が学内にない場合，図書館を通じて他の大学等の図書館等に文献の複写を依頼することができます。

相 互 貸 借： 必要とする図書が学内にない場合，他の大学等の図書館等から借用できる場合があります。郵送料は利用者負担です。

これらのサービスを受けたい場合，カウンターに備え付けの所定の申込用紙に記入し，各館のサービスカウンターへ申し込んでください。

(9)施設の利用

本学の図書館では，下記の施設が利用できます。学生証を提示してサービスカウンターに申し込んでください。予約もできます。

ア．閲覧個室（中央図書館，東図書館，西図書館）

大学院生以上（空きがある場合，学部生も）が利用できます。

イ．教員閲覧個室

本学の教員又は名誉教授（空きがある場合，院生も）が利用できます。

ウ．グループ閲覧室（中央図書館，西図書館）

教員の指導の下にグループで授業又は研究・学習することができます。

エ．セミナー室（霞図書館）

研究・学習の目的で，講演会・研究会・セミナー等に利用できます。予め「セミナー室使用申込書」を提出してください。予約がない場合，閲覧室として利用できます。セミナー室入り口及び掲示板の予定表で確認してください。

オ．特別閲覧室（中央図書館，西図書館）

特別資料，貴重資料等を利用するための施設で，予約が必要です。

カ．視聴覚室（中央図書館，西図書館，霞図書館，東図書館は視聴覚コーナー）

図書館備え付けの視聴覚資料を利用することができます。

キ．ライブラリーホール（中央図書館）

１００名規模の講演会，研究会，セミナー等に利用できます。予め「図書館施設利用予約票」を提出してください。

13. 日本学生支援機構奨学金について

（１）奨学金の種類・貸与月額（平成２４年度）

奨学金には次の種類があり，採用の時から標準修業年限の終期まで貸与されます。

○　第一種奨学金（無利子）

大学院奨学生　　博士課程前期　　５０，０００円又は８８，０００円

博士課程後期　　８０，０００円又は１２２，０００円

※貸与月額は平成２３年度入学生の金額を示す。

○　第二種奨学金（有利子）

大学院奨学生－　５万円・８万円・１０万円・１３万円・１５万円）

※希望する月額を選ぶことができます。

※修了後の利率は，年３％を上限として変動します。

（２）募集及び出願手続き

大学院生の募集は４月に行います。

募集に関しては，その都度掲示しますので，希望者はそれを見て出願手続きをしてください。

（３）推薦及び採用

所定の手続きによって出願した学生の中から，学力基準，家計基準により選考し，学長が適格者を日本学生支援機構に推薦します。日本学生支援機構より約２ヶ月後に採否の決定があり，採用者への通知は掲示等により行ないます。

（４）奨学金の交付

奨学金の交付は，毎月１回当月分を奨学生本人の銀行預金等口座へ日本学生支援機構から直接振り込まれます。

（５）奨学金継続願

日本学生支援機構奨学生で，引き続き奨学金の貸与を希望する奨学生は，秋季に「奨学金継続願」を提出しなければなりません。提出された場合は，大学において奨学金継続の可否を審査する「適格認定」を行ないます。経済状況，学業成績等を総合的に審査し，場合により「停止」，「廃止」等の措置がとられることがあります。また，所定の期限までに継続願を提出しない場合には，奨学生の資格を失うこととなります。

（６）奨学生の異動

休学，退学，留学，復学あるいは，本人又は連帯保証人の氏名，住所その他重要事項に変更があった場合は，速やかに教育室学生生活支援グループ（学生プラザ３階）に申し出て所定の手続きを行なってください。

（７）奨学金返還誓約書の提出

修了，貸与期間満了，退学，辞退，廃止，死亡のときは，在学中貸与を受けた奨学金について，連帯保証人及び保証人と連署のうえ，「返還誓約書」を提出しなければなりません。

（８）奨学金の返還

貸与が終了した月の翌月から起算して６ヵ月を経たときから１年以内に初回の返還があり，以後，所定の期間内に月賦又は月賦と半年賦の併用により返還しなければなりません。

（９）緊急採用（第一種）・応急採用（第二種）について

家計急変のため，緊急に奨学金の必要が生じた場合は，年間を通じていつでも出願できます。

ただし，緊急採用の貸与期限は原則として採用年度の年度末までとなります。

詳細については，教育室学生生活支援グループ（学生プラザ３階）に問い合わせてください。

（１０）その他

奨学金に関する募集，各種通知等はすべてＭｙもみじ及び掲示により行ないますので，常にＭｙもみじ掲示板・国際協力研究科２階の掲示板に注意してください。

なお，不明な点がありましたら，教育室学生生活支援グループ（学生プラザ３階）に問い合わせてください。

地方公共団体及び民間育英団体の奨学金

奨学金を取り扱っている地方公共団体及び民間育英団体は，全国に６００団体以上ありますが，設立の趣旨並びに取扱要領（出願資格，手続，交付方法）は，それぞれの団体によって異なっています。本学で扱っている団体は約７０団体ですが，募集時期は，４月から５月に集中しています。募集等は，「もみじ」への掲示により行ないますので，常に「もみじ」掲示に注意し手続きを行なってください。

なお，都道府県市区町村の教育委員会で取り扱っている場合も多いので，直接，出身地等の教育委員会に問い合わせてみるのもよいでしょう。

詳しくは，教育室学生生活支援グループ（学生プラザ３階）に問い合わせてください。

14. 各種の届・願出及び証明等について

区　　分	提　出　期　間　等	備　　考
既修得単位の認定願	他大学の大学院等で履修した単位の認定申請 ６月末日，１２月末日	P.55 参照 P.115 参照
休学願，退学願，留学願等	その都度	休退学は P.65 参照
一時帰国・国外旅行届	その都度 （一時帰国する者，海外渡航する者は必ず学生支援室へ届け出ること。）	
修士論文題目届	３月修了：１０月３１日 ９月修了：　４月３０日	P.35 参照
修士論文	３月修了：１月３１日 ９月修了：７月１０日	P.36 参照
研究生許可願	前期：２月１日から２月末日まで 後期：８月１日から８月末日まで	
外国人研究生許可願	日本に居住する者：研究開始日の 30 日前まで 外国に居住する者：研究開始日の 4 月前まで	
科目等履修生許可願	前期：２月１日から２月末日まで 後期：８月１日から８月末日まで	
各種証明書発行願 （成績証明書（英文），通学証明書等）	その都度（翌日発行）	P.66 参照
連絡先変更届	住所を変更した場合はその都度	P.67 参照
改姓届	その都度	
奨学金関係	（日本学生支援機構奨学生在学採用）４月初旬頃	P.66，P.74 参照
授業料免除願 授業料月割分納許可願	前期：２月頃願書交付，３月中旬願書提出締切 後期：８月頃願書交付，９月中旬願書提出締切	P.65，P.99 参照
学生証再発行願	その都度	P.65，P.105 参照
学生団体結成届	その都度	P.103 参照
ＪＲ学割証 成績証明書（和文） 在学証明書（和文・英文） 修了見込証明書（和文・英文） 健康診断証明書（和文）	証明書自動発行機を利用 ※修了見込証明書は，Ｍｙもみじで進路希望情報の入力を行った人のみ発行可能	P.66 参照
構内駐車証	３月末～４月中旬 ９月末～１０月中旬（10 月新入学者のみ受付） ※交通安全講習会の受講が必須となる。	P.65 参照 P.123 参照
学生健康保険組合医療費請求	その都度	P.67 参照

15. 事件・事故発生時の対応マニュアル

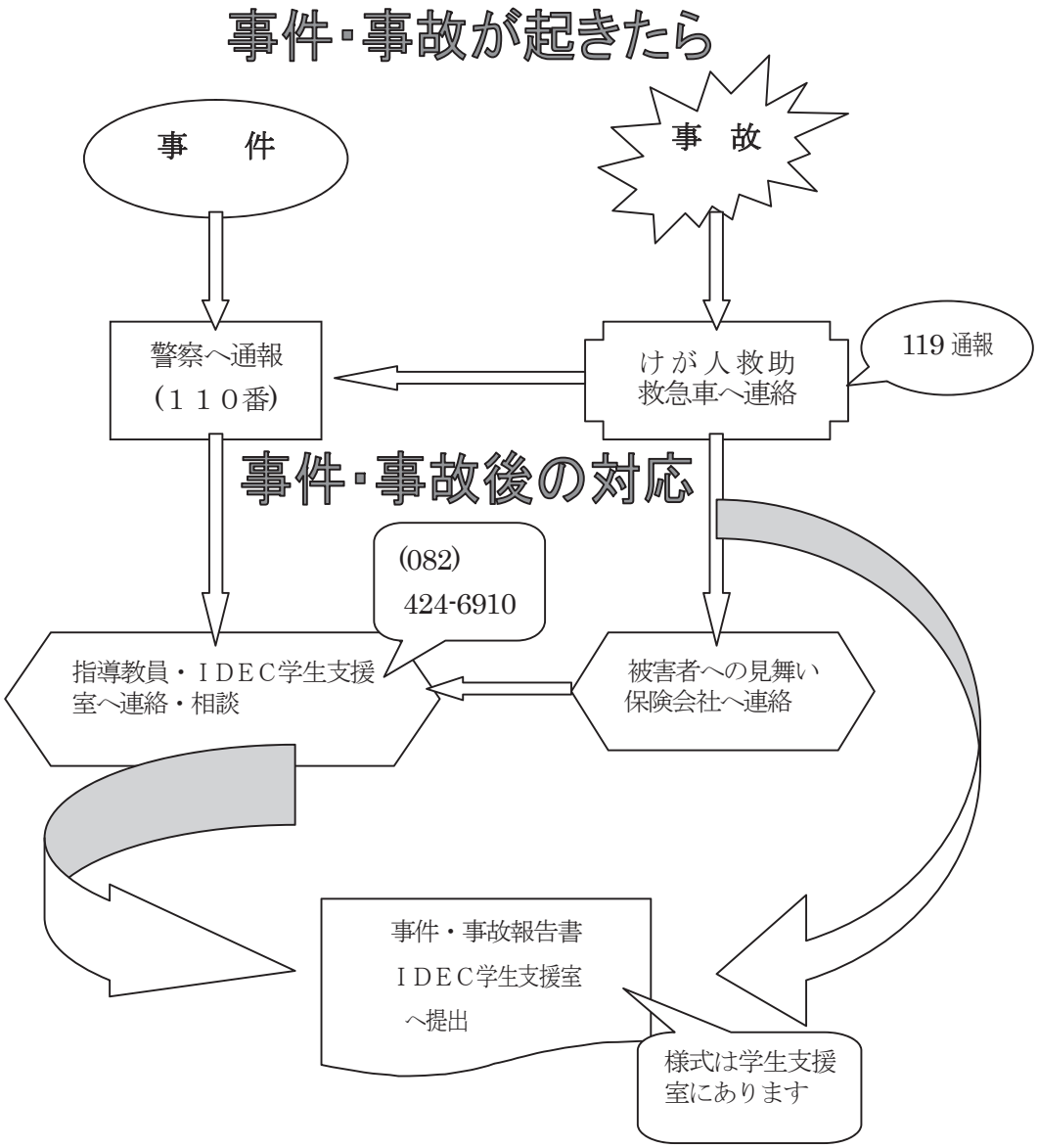

事件や交通事故にあった場合は，警察等に連絡するとともに，必ず指導教員及び学生支援室に連絡してください。指導教員の連絡先は，各自で確認，記録しておいてください。

＜学生控え＞

指導教員氏名	連絡先
	(TEL)

１６．気象警報の発令，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて

平成 24 年 2 月 13 日
理事(教育担当)決裁

気象警報の発令，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては，次のとおりとする。

第 1　授業を全学(東広島キャンパス，霞キャンパス及び東千田キャンパス)一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の取扱い

1　理事(教育担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない全学一斉休講

広島地方気象台から，暴風，大雨，大雪又は暴風雪のいずれかの警報が，広島市及び東広島市の両地域に対して 1 つ以上発令された場合は，当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし，両地域の警報が解除された場合は，解除後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

2　理事の判断を必要とする全学一斉休講

次の場合で，授業を実施することが困難であると理事が判断したときは，当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし，警報の解除等で理事が授業を実施することに支障がないと判断した場合は，理事の指示により，判断後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

(1)　広島地方気象台から，暴風，大雨，大雪又は暴風雪のいずれかの警報が，広島市又は東広島市のいずれか一方の地域に対して 1 つ以上発令された場合
(2)　広島地方気象台から，暴風，大雨，大雪又は暴風雪以外の警報が，広島市又は東広島市の両地域に対して，又はいずれか一方の地域に対して 2 つ以上発令された場合
(3)　JR 山陽本線等の公共交通機関が，事故，大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合
(4)　学生・職員が大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合
(5)　その他，事件・事故等が発生し，構内への立ち入りが規制された場合

第 2　第 1 以外の取扱い

第 1 の取扱いに基づき，各学部長又は各研究科長は授業を休講とするかどうか判断することとし，決定した措置等については，速やかに理事へ報告するものとする。

第 3　その他

第 2 にかかわらず，理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は，休講措置を講じることができるものとする。

Ⅲ．規　　程　　関　　係

１．広島大学通則

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号）

広島大学通則

目次

第 1 章　総則（第 1 条－第 9 条）
第 2 章　入学（第 10 条－第 18 条）
第 3 章　教育課程（第 19 条－第 27 条）
第 4 章　他の大学等における授業科目の履修（第 28 条－第 31 条）
第 5 章　休学及び退学（第 32 条－第 35 条）
第 6 章　転学部，転学科及び転学（第 36 条－第 38 条）
第 7 章　賞罰及び除籍（第 39 条－第 43 条）
第 8 章　卒業及び学位の授与（第 44 条－第 46 条）
第 9 章　授業料（第 47 条－第 51 条）
第 10 章　研究生，科目等履修生及び外国人特別学生等（第 52 条－第 54 条）
第 11 章　厚生施設等（第 55 条・第 56 条）
附則

第 1 章　総則

（趣旨）

第 1 条　この通則は，広島大学学則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号）第 18 条の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

（学科，類及びコース）

第 2 条　本学の学部に，次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類（学校教育系）
	第二類（科学文化教育系）
	第三類（言語文化教育系）
	第四類（生涯活動教育系）
	第五類（人間形成基礎系）
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科
	物理科学科
	化学科
	生物科学科
	地球惑星システム学科
医学部	医学科

保健学科
歯学部　歯学科
口腔健康科学科
薬学部　薬学科
薬科学科
工学部　第一類(機械システム工学系)
第二類(電気・電子・システム・情報系)
第三類(化学・バイオ・プロセス系)
第四類(建設・環境系)
生物生産学部　生物生産学科

2　法学部及び経済学部は昼夜開講制とし，昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。

(教育研究上の目的)

第2条の2　学部は，本学の理念に立脚し，それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに，その目標を達成するための教育研究を通じて，基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

2　学部，学科，類等ごとの教育研究上の目的については，各学部細則で定める。

(収容定員)

第3条　本学の収容定員は，別表のとおりとする。

(修業年限)

第4条　本学の修業年限は，4年とする。ただし，医学部医学科，歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあっては，6年とする。

第5条　第52条の2に規定する本学の科目等履修生として，一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において，当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは，修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし，その期間は，当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

(在学年限)

第6条　本学の学部(医学部医学科，歯学部歯学科，薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は，8年とする。

2　医学部医学科，歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は，12年とする。

3　工学部の在学年限は，6年とする。

(学年)

第7条　学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条　学年は，前期及び後期の2期に分け，前期を4月1日から9月30日まで，後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

(休業日)

第9条　学年中の定期休業日は，次のとおりとする。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
(3)　創立記念日　11月5日
(4)　春季休業　4月1日から4月8日まで
(5)　夏季休業　8月1日から9月30日まで
(6)　冬季休業　12月24日から翌年1月7日まで

2　学長は，特別の事情があるときは，前項第4号から第6号までの休業日を変更することができる。

3　臨時の休業日は，その都度別に定める。

4　特別の事情があるときは，前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章　入学

(入学の時期)

第10条　入学の時期は，学年の始めとする。

2　前項の規定にかかわらず，学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条　本学に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　高等学校又は中等教育学校を卒業した者
(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
(3)　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
(4)　専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
(5)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(6)　文部科学大臣の指定した者
(7)　高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
(8)　本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18歳に達したもの

(入学出願手続)

第12条　本学に入学を志願する者は，所定の期間内に，検定料17,000円(夜間主コースにあっては10,000円)を納付の上，別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

2　次条に規定する入学試験において，出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は，前項の規定にかかわらず，第1段階目の選抜に係

る額は4,000円(夜間主コースにあっては2,200円)とし，第2段階目の選抜に係る額は13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)とする。

3　第1項の規定は，第14条，第18条又は第38条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし，検定料の額は，30,000円(夜間主コースにあっては18,000円)とする。

(入学試験)

第13条　入学志願者に対しては，入学試験を行う。

2　前項の入学試験については，別に定める。

(学士入学及び再入学)

第14条　本学は，次の各号のいずれかに該当する者については，前条の規定にかかわらず，選考の上，学士入学として入学を許可することができる。

(1)　本学の一の学部を卒業して，更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入学を願い出た者

(2)　他の大学の学部を卒業し本学に入学を願い出た者

(3)　学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入学を願い出た者

2　本学は，前条及び前項の規定にかかわらず，本学を退学し同一学部に入学を願い出た者については，選考の上，再入学として入学を許可することができる。

3　前2項による入学者の既修得単位，修業年限及び在学年限の認定は，当該学部の教授会において行う。

(合格者の決定)

第15条　入学を許可すべき者は，各学部の教授会の議を経て，学長が決定する。

(入学手続)

第16条　入学の許可を受けようとする者は，指定の期日までに，別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに，入学料282,000円(夜間主コースにあっては141,000円)を納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第16条の2　前条の規定にかかわらず，特別の事情がある者には，入学料の全額又は半額を免除し，又はその徴収を猶予することができる。

2　前条の規定にかかわらず，別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には，入学料の全額を免除することができる。

3　前2項に定めるもののほか，入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は，別に定める。

(入学許可)

第16条の3　学長は，第16条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第17条　既納の検定料及び入学料は，返還しない。

2　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当するときは，納付した者の申出により，当該各号に規定する額を返還する。

(1)　第13条の入学試験において，第1段階目の選抜を行い，第2段階目の選抜を行う場合に，検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき　13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)

(2)　第12条第1項の規定による一般選抜の出願の受付後に，検定料を納付した者が大学入試センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき　13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)

(3)　検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき　その検定料相当額

(4)　入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき　その入学料相当額

(編入学)

第18条　本学は，第11条及び第14条の規定にかかわらず，本学の第3年次又は第2年次に入学を志願する者については，試験の上，編入学を許可することができる。

2　編入学の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

第3章　教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第19条　本学の教育課程は，本学の理念に基づき，学部及び学科又は類等の特色を生かして，教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し，教育プログラムとして，体系的に編成するものとする。

2　授業科目は，教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

3　前項に規定する授業科目及びその履修方法は，教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。

4　教育課程の履修上の区分として，細目の区分を設ける必要があるときは，教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。

5　教育プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

(授業の方法)

第19条の2　授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2　前項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3　第1項の授業は，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。

(単位数の計算の基準)

第19条の3　各授業科目の単位数を定めるに当たっては，1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。

(1)　講義及び演習については，15 時間から 30 時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあっては教養教育に関する規則，専門教育科目にあっては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2)　実験，実習及び実技については，30 時間から 45 時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし，芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(3)　一の授業科目について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については，その組み合わせに応じ，前 2 号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2　前項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第 19 条の 4　一の授業科目を履修した者に対しては，試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし，前条第 2 項の授業科目については，各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第 19 条の 5　授業科目の成績の評価は，秀，優，良，可及び不可の 5 段階とし，秀，優，良及び可を合格，不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第 20 条　学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，卒業の要件として学生が修得すべき単位数について，学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は，各学部細則の定めるところによる。

2　各学部細則の定めるところにより，所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については，次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第 21 条　外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたもののために，日本語科目及び日本事情に関する科目を置き，これらに関する授業科目を開設することができる。

2　前項の授業科目は，教育学部において履修するものとする。

3　前項の規定により履修して単位を修得するときに，卒業の要件として修得すべき単位数のうち，当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については，各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 22 条　学生が，職業を有している等の事情により，修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは，当該学部において支障のない場合に限り，その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2　長期履修の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

(教育課程の修了)

第23条　学生は，在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

2　教育課程の修了は，所定の授業科目を履修の上，単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第24条　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2　本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については，各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第25条　学生は，第23条第2項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか，他の学部，研究科，附置研究所，教養教育本部，全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設（以下この条において「他学部等」という。）の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2　学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは，所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第26条　学生が，本学大学院に進学を志望し，所属学部が教育上有益と認めるときは，学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て，当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2　学生が，本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は，別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第27条　本学は，授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第4章　他の大学等における授業科目の履修

(学生交流)

第28条　学生は，学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2　学部が教育上有益と認めるときは，学生が前項により修得した単位を，当該学部の教授会の議を経て，本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3　前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，次条第3項及び第4項，第30条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4　他の大学又は短期大学の学生は，学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

5　学生交流に関し必要な事項は，別に定める。

(留学等)

第29条　学生は，外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは，学長の許可を得て留学することができる。

2　前項の留学の期間は，本学の在学期間に算入する。

3　学部が教育上有益と認めるときは，学生が第1項により修得した単位を，当該学部の教授会の議を経て，本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4　前項の規定は，外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

5　前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，前条第2項，次条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

6　外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの学生は，学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

7　留学等に関し必要な事項は，別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条　学部が教育上有益と認めるときは，学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，当該学部の教授会の議を経て，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

2　前項の規定により与えることができる単位数は，第28条第2項，前条第3項及び第4項並びに次条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3　短期大学又は高等専門学校の専攻科等の学生は，学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

4　大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は，別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第31条　学部が教育上有益と認めるときは，本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を，本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　学部が教育上有益と認めるときは，本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

3　前2項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数は，本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き，第28条第2項，

第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4　前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は，別に定める。

第5章　休学及び退学

(休学)

第32条　学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学できないときは，当該学部長の許可を得て，休学することができる。

2　休学の期間は，引き続き1年を超えることができない。ただし，特別の事情があるときは，更に1年以内の休学を許可することがある。

3　前2項の規定にかかわらず，医学部医学科の学生であって，広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第17条第9号に該当する者が，大学院医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは，当該学部長の許可を得て，休学することができる。

4　前項の休学期間は，引き続き4年を超えることができない。ただし，特別の事情があるときは，更に1年以内の休学を許可することがある。

5　第1項及び第2項の規定にかかわらず，文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは，当該学部長の許可を得て，休学することができる。

6　前項の休学期間は，兵役に服する期間とする。

7　休学期間内であっても，その事由が消滅したときは，当該学部長の許可を得て，復学することができる。

第33条　休学期間(前条第4項及び第6項に規定する休学期間を除く。)は，通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第34条　休学期間は，在学期間に算入しない。

(退学)

第35条　学生が退学しようとするときは，学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章　転学部，転学科及び転学

(転学部)

第36条　学生が他の学部に移ることを志望するときは，所属学部及び志望学部の教授会の議を経て，学長の許可を受けなければならない。

2　転学部の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

(転学科等)

第37条　学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは，当該学部長の許可を受けなければならない。

2　法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは，当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第38条　他の大学から転学を志願する者については，当該学部の教授会の議を経て，学長が許可する。この場合，既修得単位，修業年限及び在学年限の認定は，当該学部の教授会において行う。

2　学生が他の大学に転学しようとするときは，所属学部の教授会の議を経て，学長の許可を受けなければならない。

第7章　賞罰及び除籍

(表彰)

第39条　学生に表彰に値する行為があるときは，学長は，これを表彰することができる。

2　表彰に関し必要な事項は，別に定める。

(懲戒)

第40条　学生が本学の諸規則に違反し，学内の秩序を乱し，その他学生の本分に反する行為をしたときは，学長は，これを懲戒する。

2　懲戒の種類は，訓告，停学及び退学とする。

3　懲戒に関し必要な事項は，別に定める。

第41条　学生が次の各号のいずれかに該当するときは，懲戒により退学を命ずることができる。

(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2)　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3)　正当の理由がなくて出席常でない者

(4)　学内の秩序を著しく乱した者

(5)　学生の本分に著しく反した者

第42条　停学が3月以上にわたるときは，その期間は，修業年限に算入しない。

(除籍)

第43条　学生が次の各号のいずれかに該当するときは，学長は，当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

(1)　入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者，半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であって，納付すべき入学料を納付しないもの

(2)　所定の在学年限に達して，なお卒業の認定を得られない者

(3)　授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第8章　卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第44条　第4条に規定する修業年限以上在学し，かつ，所定の授業科目を履修し，各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては188単位以上，薬学部薬学科にあっては186単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る20単位以上を含む。))を修得した者には，当該学部の教授会の議を経て，学部長が卒業を認定する。

2　前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち，第19条の2第2項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

(1)　卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては 188 単位，薬学部薬学科にあっては 186 単位。以下同じ。)の場合は，60 単位を超えないものとする。

(2)　卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位を超える場合は，第 19 条の 2 第 1 項の授業の方法によって 64 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては 128 単位，薬学部薬学科にあっては 126 単位)以上の修得がなされていれば，60 単位を超えることができる。

(早期卒業)

第 45 条　本学の学生(医学部医学科，歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に 3 年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が，卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ，かつ，当該学部において学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 147 条に定める要件を満たしている場合には，第 4 条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て，学部長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第 46 条　学部において卒業の認定を受けた者には，学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2　学士の学位の授与に関し必要な事項は，別に定める。

第 9 章　授業料

(授業料)

第 47 条　授業料の年額は，535,800 円(夜間主コースにあっては 267,900 円)とする。ただし，第 22 条により長期履修を認められた者については，長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは，これを切り上げた額)とする。

2　前項に定める授業料は，前期及び後期に区分し，各期ごとに年額の 2 分の 1 に相当する額を納付するものとし，前期にあっては 4 月，後期にあっては 10 月に納付しなければならない。

3　前項の規定にかかわらず，前期に係る授業料を納付するときに，当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4　入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については，前 2 項の規定にかかわらず，入学を許可されるときに納付することができる。

5　第 2 項及び前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる者は，当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。

(1)　特別の事情により期の中途において入学，復学，転学，編入学又は再入学した者　月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日

(2)　学年の中途で卒業する者　月割計算によるその期の額を，第 2 項に定める各期の納付期日

(3)　月割分納を許可された者　その月の末日。ただし，末日が休業期間中にある場合は，当該休業期間の開始する日の前日

(4)　免除，徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され，又は猶予期間満了の者　許可の取消し，又は猶予期間満了の日の属する月の末日

6　前項各号に定める月割の計算による額は，第1項に定める授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは，これを切り上げた額)とする。

7　既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは，当該短縮後の期間に応じて第1項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは，これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあっては，当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を，長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし，当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは，第1項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。

8　所定の期日までに授業料を納付しないときは，掲示等により本人及び父母等に督促する。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第48条　経済的理由により納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては，授業料の全額若しくは半額を免除し，又はその徴収を猶予し，若しくは月割分納を許可することができる。

2　前項に定めるもののほか，フェニックス奨学生に対しては，授業料の全額を免除することができる。

3　前2項に定めるもののほか，授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は，別に定める。

(休学者の授業料)

第49条　休学中は，授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第50条　退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は，納付しなければならない。

2　停学を命ぜられた者は，その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第51条　既納の授業料は，返還しない。

2　前項の規定にかかわらず，授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは，納付した者の申出により，当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

(1)　入学の時期までに入学を辞退したとき　授業料の全額

(2)　納付期限までに休学を許可されたとき　その許可された期間の授業料に相当する額

(3)　9月30日以前に退学を許可されたとき　後期分の授業料に相当する額

第10章　研究生，科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

第52条　本学の学生以外の者で，本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは，教育研究に支障のない場合に限り，選考の上，研究生として入学を許可することができる。

2　研究生に関し必要な事項は，別に定める。

（科目等履修生）

第52条の2　本学の学生以外の者で，本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは，教育研究に支障のない場合に限り，選考の上，科目等履修生として入学を許可することができる。

2　科目等履修生に関し必要な事項は，別に定める。

（外国人特別学生）

第53条　第13条，第14条及び第18条の規定によらないで入学を志願する外国人は，外国人特別学生として選考の上，入学を許可することができる。

2　外国人特別学生は，定員の枠外とする。

（履修証明プログラム）

第53条の2　本学の教育研究上の資源を活かし，社会人等への学習の機会を積極的に提供するため，本学に学校教育法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2　履修証明プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

（公開講座）

第54条　本学の教育研究を広く社会に開放し，地域住民への学習の機会を積極的に提供するため，本学に公開講座を開設することができる。

2　公開講座に関し必要な事項は，別に定める。

第11章　厚生施設等

（厚生施設）

第55条　本学に，学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

2　前項の施設に関し必要な事項は，別に定める。

（雑則）

第56条　この通則に定めるもののほか，学部の学生の修学に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この通則は，平成16年4月1日から施行する。

2　法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は，別表の規定にかかわらず，平成16年度から平成18年度までにあっては，次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成16年度	平成17年度	平成18年度
法学部	法学科夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
総　計		9,840	9,790	9,760

3　経済学部夜間主コース及び学部の収容定員，生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は，別表の規定にかかわらず，平成16年度にあっては，次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890
生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
総　　計		9,840

4　平成15年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については，この通則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

5　平成16年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学，学士入学，転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和26年10月1日制定。以下「旧規程」という。)については，この通則の施行後もなおその効力を有する。

6　この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部，学科及び課程については，なお存続するものとする。

(略)

附　則(平成21年3月31日規則第14号)

1　この規則は，平成21年4月1日から施行する。

2　医学部の医学科及び学部の並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は，この規則による改正後の広島大学通則(以下「新通則」という。)別表の規定にかかわらず，平成21年度から平成36年度までにあっては，次の表のとおりとする。

年　度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
平成21年度	110	230	2,350	610	1,130	9,905
平成22年度	117	237	2,357	627	1,147	9,960
平成23年度	117	237	2,357	644	1,164	10,015
平成24年度	117	237	2,357	661	1,181	10,032
平成25年度	117	237	2,357	678	1,198	10,049
平成26年度	117	237	2,357	695	1,215	10,066
平成27年度	117	237	2,357	702	1,222	10,073
平成28年度	117	237	2,357	702	1,222	10,073
平成29年度	117	237	2,357	702	1,222	10,073
平成30年度	112	232	2,352	697	1,217	10,068
平成31年度	112	232	2,352	692	1,212	10,063
平成32年度				680	1,200	10,051
平成33年度				668	1,188	10,039
平成34年度				656	1,176	10,027
平成35年度				644	1,164	10,015
平成36年度				637	1,157	10,008

3　歯学部の口腔保健学科は，新通則第2条第1項の規定にかかわらず，平成21年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

4　歯学部の口腔保健学科及び口腔健康科学科の収容定員は，新通則別表の規定にかかわらず，平成21年度から平成23年度までにあっては，次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
歯学部	口腔保健学科	120	80	40
	口腔健康科学科	40	80	120

5　新通則第26条の規定は，平成20年度以前に入学した学生には適用しない。

（略）

附　則（平成23年3月31日規則第13号）

1　この規則は，平成23年4月1日から施行する。

2　全学部の入学定員並びに歯学部の歯学科及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は，この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず，平成23年度から平成36年度までにあっては，次の表のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員		
	総計	歯学科	歯学部計	総計
平成23年度	2,355	348	508	10,008
平成24年度	2,355	341	501	10,018
平成25年度	2,355	334	494	10,028
平成26年度	2,355	327	487	10,038
平成27年度	2,355	320	480	10,038
平成28年度	2,355			10,036
平成29年度	2,355			10,036
平成30年度	2,350			10,031
平成31年度	2,350			10,026
平成32年度				10,014
平成33年度				10,002
平成34年度				9,990
平成35年度				9,978
平成36年度				9,971

附　則（平成24年3月30日規則第17号）

この規則は，平成24年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科	130		520

	計	130		520
文学部	人文学科	140	10	580
	計	140	10	580
教育学部	第一類(学校教育系)	180		720
	第二類(科学文化教育系)	88		352
	第三類(言語文化教育系)	84		336
	第四類(生涯活動教育系)	88		352
	第五類(人間形成基礎系)	55		220
	計	495		1,980
法学部	法学科　昼間コース	140	10	580
	夜間主コース	40	10	180
	計	180	20	760
経済学部	経済学科　昼間コース	150	10	620
	夜間主コース	60	10	260
	計	210	20	880
理学部				
	数学科	47	10	188
	物理科学科	66		264
	化学科	59		236
	生物科学科	34		136
	地球惑星システム学科	24		96
	計	230	10	940
医学部	医学科	105		630
	保健学科	120	20	520
	計	225	20	1,150
歯学部	歯学科	53		318
	口腔健康科学科	40		160
	計	93		478
薬学部	薬学科	38		228
	薬科学科	22		88
	計	60		316
工学部				
	第一類(機械システム工学系)	105	10	420
	第二類(電気・電子・システム・情報系)	135		540
	第三類(化学・バイオ・プロセス系)	115		460
	第四類(建設・環境系)	135		540
	計	490	10	1,980
生物生産学部	生物生産学科	90	10	380
	計	90	10	380
総　計		2,343	100	9,964

２．広島大学学生交流規則

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 7 号）

広島大学学生交流規則

目次

第 1 章　総則（第 1 条・第 2 条）
第 2 章　派遣学生（第 3 条－第 10 条）
第 3 章　特別聴講学生（第 11 条－第 18 条）
第 4 章　雑則（第 19 条）
附則

第 1 章　総則

（趣旨）

第 1 条　この規則は，広島大学通則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号）第 28 条第 5 項，第 29 条第 7 項，第 30 条第 4 項及び広島大学大学院規則（平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号）第 35 条第 4 項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条　この規則において「派遣学生」とは，本学に在学中の学生で，本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの（外国の大学又は短期大学（大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。）へ留学するもの，外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修するものを含む。）をいう。

2　この規則において「特別聴講学生」とは，他の大学等に在学中の学生で，その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。

3　この規則において「他の大学等」とは，次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1)　本学と学生の交流を行う大学，短期大学（専攻科を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（専攻科を含む。以下同じ。）

(2)　外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するもの

(3)　国際連合大学

4　この規則において「大学間協議」とは，学生を交流するに当たって，あらかじめ本学と他の大学等との間で，履修できる授業科目の範囲，対象となる学生数，単位の認定方法，授業料等の費用の取扱い方法，その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

5　この規則において「部局間協議」とは，学生を交流するに当たって，あらかじめ本学の学部又は研究科(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で，履修できる授業科目の範囲，対象となる学生数，単位の認定方法，授業料等の費用の取扱い方法，その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

第2章　派遣学生

(取扱いの要件)

第3条　派遣学生の取扱いは，原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。

2　前項の大学間協議は，学部にあっては学部の教授会，研究科にあっては研究科の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て，学長が行う。

3　第1項の部局間協議は，当該教授会の議を経て，当該学部等の長が行う。

(出願手続)

第4条　派遣学生を志願する者は，所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて，学長に願い出なければならない。

2　出願の時期は，大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条　派遣学生の願い出があったときは，当該教授会の議を経て，学長が派遣を許可する。

2　学長は，他の大学等の授業科目を履修することを認めたときは，当該他の大学等の長に必要書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし，部局間協議によるものについては，当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

(履修期間)

第6条　派遣学生の履修期間は，1学期又は1学年間とする。

2　前項の規定にかかわらず，学長が事情やむを得ないと認めたときは，当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては，当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)，履修期間を変更することができる。ただし，履修期間は，通算して2年を超えることができない。

(在学期間への算入)

第7条　前条に規定する履修期間は，本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第8条　派遣学生は，履修期間が終了したときは，直ちに(外国の大学等へ留学する学生については，帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て，学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第9条　派遣学生は，本学に正規の授業料を納付するものとする。

2　派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは，大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。

(派遣の許可の取消し)

第10条　学長は，派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき，その本分に反する行為があると認められるとき，又は授業料等の納付の義務を怠ったときは，当該他の

大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては，当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)，派遣の許可を取り消すことがある。

第3章　特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

第11条　第3条，第5条第1項，第6条及び第10条の規定は，特別聴講学生に準用する。この場合において，第3条，第5条第1項，第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と，第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と，第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。

2　前項の場合において，特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは，第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と，同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第12条　特別聴講学生を志願する者は，次の各号(他の大学等(外国の大学等及び国際連合大学を除く。)の学生にあっては第4号を除く。)に掲げる書類を，履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は，原則として6月前。ただし，外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は，その期日)までに，所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

(1)　本学所定の特別聴講学生願

(2)　在学証明書及び成績証明書

(3)　所属大学等の長の推薦書

(4)　医師の健康診断書

(受入れの通知)

第13条　学長は，特別聴講学生の受入れを許可したときは，その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第14条　削除

(学業成績証明書の交付)

第15条　学部等の長は，特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第16条　特別聴講学生は，所定の学生証の交付を受け，常に携帯しなければならない。

(検定料，入学料及び授業料)

第17条　特別聴講学生に係る検定料及び入学料は，徴収しない。

2　特別聴講学生が国立の大学，短期大学又は高等専門学校の学生であるときは，本学での授業料は，徴収しない。

3　特別聴講学生が公立若しくは私立の大学，短期大学若しくは高等専門学校，外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは，履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当するときは，授業料の納付を要しない。

(1)　公立又は私立の大学，短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位互換協定において，当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

(2)　外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定，部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて，当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

4　既納の授業料は，返還しない。

(費用の負担)

第18条　実験，実習に要する費用は，必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

第4章　雑則

(雑則)

第19条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，学部等が定める。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程(昭和47年広島大学規程第32号)に基づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については，この規則により許可された派遣学生及び特別聴講学生とみなす。

(略)

附　則(平成23年5月17日規則第86号)

この規則は，平成23年5月17日から施行する。

３．広島大学授業料等免除及び猶予規則

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 9 号）

広島大学授業料等免除及び猶予規則

（趣旨）

第 1 条　この規則は，広島大学通則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号）第 16 条の 2 第 3 項及び第 48 条第 3 項（広島大学大学院規則（平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号）第 49 条第 4 項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則（平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号）第 21 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに広島大学大学院規則第 22 条第 3 項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の学部，研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

（経済的理由等に基づく入学料の免除，徴収猶予等）

第 2 条　次の各号のいずれかに該当する者には，入学料の全額又は半額を免除することができる。

(1)　本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であって経済的理由によって納付が困難であり，かつ，学業が優秀と認められるもの

(2)　本学の学部，研究科又は専攻科（以下「学部等」という。）に学生として入学する者であって，入学前 1 年以内において学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合，本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者

2　前項の免除を受けようとする者は，入学手続終了の日までに次の書類を学長に提出し，その許可を受けなければならない。

(1)　入学料免除申請書（別記様式第 1 号）

(2)　その他学長が必要と認める書類

第 3 条　本学の学部等に学生として入学する者であって，次の各号のいずれかに該当するものには，入学料の徴収を猶予することができる。

(1)　経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり，かつ，学業が優秀と認められる者

(2)　入学前 1 年以内において，学資負担者が死亡した場合，本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者

2　前項による徴収猶予を受けようとする者は，入学手続終了の日までに入学料徴収猶予申請書（別記様式第 2 号）に前条第 2 項第 2 号の書類を添えて学長に提出し，その許可を受けなければならない。ただし，入学料免除を申請し，免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は，免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に提出しなければならない。

3　第 1 項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし，当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

(1)　4月入学者　当該年度の8月末日

(2)　10月入学者　当該年度の2月末日

4　免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は，免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。

5　免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第2項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は，免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に，納付すべき入学料を納付しなければならない。

(フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予)

第3条の2　広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料の免除及び徴収猶予については，広島大学フェニックス奨学制度に関する規則(平成20年1月15日規則第6号)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

第4条　入学料の徴収猶予を申請した者について，第3条第3項に規定する期間内において死亡した場合は，未納の入学料の全額を免除する。

2　入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について，第3条第4項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は，未納の入学料の全額を免除する。

3　免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について，第3条第5項に規定する期間内において死亡した場合は，未納の入学料の全額を免除する。

4　免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって，納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は，その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(経済的理由に基づく授業料免除)

第5条　学資の支弁が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合は，各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

2　前項の免除を受けようとする者は，納付期限までに次の書類を学長に提出し，その許可を受けなければならない。

(1)　授業料免除申請書(別記様式第3号)

(2)　その他学長が必要と認める書類

(成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2　成績優秀学生の授業料免除については，広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生に対する授業料免除)

第5条の3　フェニックス奨学生の授業料免除については，広島大学フェニックス奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条　死亡，行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は，次のとおり授業料を免除することができる。

(1)　死亡，行方不明のため学籍を除いた場合は，未納の授業料の全額

(2)　授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は，入学前1年以内)において，学資負担者が死亡した場合，学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は，当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし，当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり，かつ，当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては，翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(3)　授業料又は入学料未納のため除籍した場合は，未納の授業料の全額

(4)　授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し，その願出により退学を許可した場合は，月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2　休学を許可した場合は，休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし，授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は，その期の授業料は免除しない。

3　第1項第2号の取扱手続については，第5条第2項の規定を準用する。

(授業料の徴収猶予)

第7条　学生が次の各号のいずれかに該当する場合は，各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

(1)　経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合

(2)　行方不明の場合

(3)　授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した月の属する期分は入学前1年以内)において，学生又は学資負担者が災害を受け，納付が困難であると認められる場合

(4)　その他やむを得ない事情があると認められる場合

2　前項の取扱手続については，第5条第2項の規定を準用する。

3　第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし，当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

(1)　前期分　当該年度の8月末日

(2)　後期分　当該年度の2月末日

(授業料の月割分納)

第8条　前条第1項第3号又は第4号に該当する特別の事情があると認められる場合は，授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は，年額の12分の1に相当する額とする。

2　前項の月割分納の許可を受けようとする者は，納付期限までに授業料月割分納許可申請書(別記様式第4号)に第5条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し，その許可を受けなければならない。

(許可された者の義務等)

第9条　免除，徴収猶予及び月割分納を許可された者は，当該期間の中途においてその事由が消滅したときは，直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

2　前項の者に対する許可は，届出の日からその効力を失う。

3　許可された事由について虚偽の事実が判明したときは，その許可を取り消す。

（雑則）

第10条　この規則に定めるもののほか，学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2　東日本大震災において本人又は学資負担者が被災した場合で，入学料の納付が著しく困難であると認められる者については，第2条第1項第2号及び第3条第1項第2号の規定にかかわらず，当分の間，入学料の全額若しくは半額を免除し，又は徴収を猶予することができる。

（略）

附　則（平成23年8月2日規則第101号）

この規則は，平成23年8月2日から施行する。

（別記様式略）

４．広島大学学生生活に関する規則

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号）

広島大学学生生活に関する規則

（趣旨）

第 1 条　この規則は，広島大学通則（平成 16 年 4 月 1 日規則 2 号）第 56 条の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の学生（以下「学生」という。）が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

（学生証）

第 2 条　学生は，学生証の交付を受け，常に携帯するものとする。

2　学生証の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

（住所届）

第 3 条　学生は，入学後速やかに，本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先（以下「住所等」という。）を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには，速やかにその旨を届け出るものとする。

（健康診断）

第 4 条　学生は，本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし，やむを得ない理由のため受診することができないときは，所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

（学生団体の届出）

第 5 条　学生が，単一の学部の学生をもって団体を結成するときは，代表責任者は，その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2　団体の構成員が 2 学部以上にわたる団体であるときは，代表責任者は，学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3　結成された団体の活動が継続する場合は，毎年 5 月末日までに，第 1 項に基づく学生団体の代表責任者にあってはその所属学部の長に，前項に基づく学生団体の代表責任者にあっては学長に，所定の更新届を提出するものとする。

4　前 3 項に規定する届には，次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)　団体の名称

(2)　団体の目的

(3)　連絡先

(4)　代表責任者の氏名

(5)　所属学部別の構成員数

（学生又は学生団体の施設使用）

第 6 条　学生又は学生団体が学内施設（運動場及び道路等を含む。）を使用するときは，責任者は，原則として 3 日前までに，学部の施設の場合にあっては当該学部の長に，その他の施設の場合にあっては学長に，所定の施設使用願を提出し，その承認を受けるものとする。

2　前項に規定する施設使用願には，次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)　使用目的

(2)　日時及び場所

(3)　責任者の氏名

(4)　参加人員(学外者の人員を含む。)

(掲示及び立看板等)

第7条　学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示，立看板の掲出又はちらし・ビラ等の文書の配付については，次に定めるところにより行うものとする。

(1)　掲示物は，所定の学生用掲示板に掲示すること。

(2)　立看板は，所定の学生用掲示場に掲出すること。

(3)　掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内，立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。

(4)　掲示及び掲出の期間は3週間以内とし，この期間を経過した掲示物及び立看板は，掲示責任者において撤去すること。

(5)　教室内で配付したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず，配付責任者において回収し，その散乱防止に努めること。

(放送等)

第8条　学生又は学生団体が，学内において，拡声放送の必要が生じた場合並びに行事及び集会を行う場合は，授業，研究及び診療等に支障を来すことがないよう十分配慮しなければならない。

(準用)

第9条　この規則の規定は，大学院及び専攻科の学生並びに研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生について準用する。

第10条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成7年広島大学規程第4号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は，この規則により交付された学生証とみなす。

3　この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は，この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。

4　この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は，この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

５．広島大学学生証取扱細則

（平成 16 年 4 月 1 日副学長（教育・学生担当）決裁）

広島大学学生証取扱細則

（趣旨）

第 1 条　この細則は，広島大学学生生活に関する規則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき，学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付）

第 2 条　学生は，入学，転学部若しくは転学科をしたとき，又はその有効期間が経過したときには，所属の学部又は研究科で，所定の学生証（別記様式）の交付を受け，常にこれを携帯しなければならない。

第 3 条　学生証には，本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければ有効と認めない。

（有効期間）

第 4 条　学生証の有効期間は，発行の日から学部にあっては広島大学通則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。）第 4 条に定められた修業年限，研究科にあっては広島大学大学院規則（平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。）第 6 条から第 9 条までに定められた標準修業年限の末日までとする。

2　修業年限又は標準修業年限を超えて在学し，前項に規定する有効期間が経過した後に交付する学生証の有効期間は，次のとおりとする。

(1)　通則第 22 条第 1 項又は大学院規則第 32 条第 1 項の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められている者は，発行の日から当該履修を認められた期間の末日までとする。

(2)　前号以外の者は，発行の日から 1 年間とする。ただし，発行時において休学を許可されている者にあっては，発行の日から当該許可された休学期間の終了後 1 年を経過する日までとする。

（提示）

第 5 条　学生証は，本学職員の要求があれば，いつでもこれを提示しなければならない。

（取扱い）

第 6 条　学生証は，他人に貸与してはならない。

第 7 条　学生証は，学生が学籍を離れたとき，又は有効期間を経過したとき，速やかに発行者に返さなければならない。

（再交付）

第 8 条　学生証を紛失したときは，速やかに紛失始末書を添えて，再交付を願い出なければならない。

（準用）

第 9 条　この細則（第 4 条ただし書を除く。）の規定は，研究生（外国人研究生を含む。以下同じ。）及び科目等履修生に準用する。この場合において，第 2 条中「学部又は研究科」とあるのは研究生にあっては「学部，研究科，原爆放射線医科学研究所，全国共同利用施

設又は学内共同教育研究施設」と，第4条本文中「学部にあっては広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第4条に定められた修業年限，研究科にあっては広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第6条から第9条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生にあっては「許可された研究期間」と，科目等履修生にあっては「許可された履修期間」と読み替えるものとする。

2　前項の規定により，研究生及び科目等履修生に対して学生証を交付するときは，それぞれ研究生又は科目等履修生の表示をするものとする。

(雑則)

第10条　この細則に定めるもののほか，この細則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この細則は，平成16年4月1日から施行する。

2　この細則の施行の際現に旧広島大学学生証取扱細則(昭和31年9月14日制定)に基づき交付されている学生証の取扱いについては，第4条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

(略)

附　則(平成23年10月18日　一部改正)

1　この細則は，平成24年4月1日から施行する。

2　この細則の施行の際現にこの細則による改正前の広島大学学生証取扱細則に基づき交付されている学生証は，その有効期限内に限りその効力を有する。

(別記様式略)

６．広島大学研究生規則

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 10 号）

広島大学研究生規則

（趣旨）

第 1 条　この規則は，広島大学通則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。）第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則（平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。）第 53 条第 2 項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の学部，大学院，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設（以下「学部等」という。）において 1 学期又は 1 学年間特定の事項を研究する研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

（研究の願い出及び検定料）

第 2 条　研究生として学部，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3)　本学において，相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

2　研究生として大学院に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　本学大学院において，相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

第 3 条　研究生を志願する者は，学期始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え，研究を希望する学部等を経て，学長に願い出なければならない。

(1)　研究生許可願（別記様式）

(2)　履歴書

(3)　最終学校の卒業証明書

(4)　官公署又は会社等に在職している者は，その所属長の承認書

2　現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は，前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし，検定料は，徴収しない。

（受入れの許可）

第 4 条　研究生の受入れは，当該学部等の教授会（全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会。以下同じ。）の議を経て，学長が許可する。

（研究期間及び願い出期限の特例）

第 5 条　学長は，特別な事情があると認める場合は，第 1 条及び第 3 条第 1 項の規定にかかわらず，研究期間及び願い出期限の特例を，当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

（研究継続）

第 6 条　研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは，研究終了日の 15 日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て，学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において，研究期間については，第 1 条の規定を準用する。

(1)　研究生研究継続許可願

(2)　官公署又は会社等に在職している者は，その所属長の承認書

2　前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は，徴収しない。

(入学料)

第7条　入学の許可を受けようとする者は，指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。ただし，第3条第2項の規定による者については，徴収しない。

(研究料)

第8条　研究生は，1月につき29,700円の研究料を，研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし，第3条第2項の規定による者については，徴収しない。

2　指定の期日までに研究料を納付しないときは，掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条　当該学部等の長は，研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条　研究に要する費用は，必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条　学長は，研究生が次の各号のいずれかに該当するときは，研究の許可を取り消すことがある。

(1)　研究の実があがらないと認められるとき。

(2)　その本分に反する行為があると認められるとき。

(3)　研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料，入学料及び研究料の返還)

第12条　既納の検定料，入学料及び研究料は，返還しない。

(雑則)

第13条　この規則に定めるもののほか，研究生に関し必要な事項は，通則又は大学院規則の規定を準用する。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に旧広島大学研究生規程(昭和51年広島大学規程第1号)により引き続き研究生として研究を許可されている者は，この規則により引き続き研究生として研究を許可された者とみなす。

(略)

附　則(平成20年1月15日規則第12号)

この規則は，平成20年4月1日から施行する。

(別記様式略)

7．広島大学外国人研究生規則

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 11 号）

広島大学外国人研究生規則

（趣旨）

第 1 条　この規則は，広島大学通則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。）第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則（平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。）第 53 条第 2 項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の学部，大学院，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設（以下「学部等」という。）において特定の事項を研究する外国人の研究生（国費外国人留学生制度実施要項（昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定）に基づく研究留学生（以下「研究留学生」という。）を含む。以下「外国人研究生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（研究の願い出及び検定料）

第 2 条　外国人研究生として学部，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　外国において，学校教育における 14 年の課程を修了した者

(2)　外国において，学校教育における 12 年の課程を修了し，日本の大学又は短期大学を卒業した者

(3)　本学において，相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

2　外国人研究生として大学院に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　外国において，学校教育における 16 年の課程を修了した者

(2)　本学大学院において，相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

第 3 条　外国人研究生を志願する者で，日本に居住する者については研究開始日の 30 日前までに，外国に居住する者については研究開始日の原則として 4 月前までに，次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添えて，研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

(1)　外国人研究生許可願

(2)　履歴書

(3)　最終学校の卒業証明書及び成績証明書

(4)　外国人登録原票の写し又は在留の資格を記載した外国人登録原票記載事項証明書（日本に居住している者の場合に限る。）

(5)　出身学校長又は所属長の発行する推薦書

(6)　医師の健康診断書

（受入れの許可）

第 4 条　外国人研究生の受入れは，当該学部等の教授会（全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会）の議を経て，学長が許可する。

2　学長は，前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には，あらかじめ承諾書を交付するものとする。

（研究期間）

第5条　外国人研究生の研究期間は，1学期又は1学年間とする。ただし，学長が特別の事情があると認めた場合は，この限りでない。

（研究継続）

第6条　外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは，研究終了日の30日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て，学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において，研究期間については，前条の規定を準用する。

(1)　外国人研究生研究継続許可願

(2)　自国政府若しくは在日公館又は所属長の発行する承認書

2　前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は，徴収しない。

（入学料）

第7条　入学の許可を受けようとする者は，指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。

（研究料）

第8条　外国人研究生は，1月につき29,700円の研究料を研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

2　指定の期日までに納付しないときは，掲示等により本人及び父母等に督促する。

（指導教員）

第9条　当該学部等の長は，外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

（費用の負担）

第10条　研究，実験及び実習に要する費用は，必要に応じ外国人研究生の負担とする。

（研究許可の取消し）

第11条　学長は，外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは，研究の許可を取り消すことがある。

(1)　研究の実があがらないと認められるとき。

(2)　その本分に反する行為があると認められるとき。

(3)　研究料の納付の義務を怠ったとき。

（研究修了証書）

第12条　学長は，所定の研究を修了したと認めた者には，研究修了証書を授与する。

（既納の検定料，入学料及び研究料の返還）

第13条　既納の検定料，入学料及び研究料は，返還しない。

（研究留学生等に対する特例）

第14条　研究留学生については，第3条及び第6条第1項の規定にかかわらず，検定料の納付並びに第3条第3号及び第5号に掲げる書類及び第6条第1項第2号に掲げる書類の提出を要しない。

2　本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定，部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料，入学料及び研究料を不徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については，第3条の規定にかかわらず，検定料の納付を要しない。

3　研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については，第7条及び第8条の規定を適用しない。

(雑則)

第15条　この規則に定めるもののほか，外国人研究生に関し必要な事項は，通則又は大学院規則の規定を準用する。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程(昭和47年広島大学規程第5号)により外国人研究生として受入れを許可されている者は，この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。

(略)

附　則(平成20年1月15日規則第13号)

この規則は，平成20年4月1日から施行する。

８．広島大学科目等履修生規則

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 12 号）

広島大学科目等履修生規則

（趣旨）

第 1 条　この規則は，広島大学通則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。）第 52 条の 2 第 2 項及び広島大学大学院規則（平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。）第 54 条第 2 項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

（履修期間）

第 2 条　科目等履修生の履修の期間は，1 学年又は 1 学期（前期又は後期）とする。

（入学資格）

第 3 条　科目等履修生として入学することができる者は，学部にあっては通則第 11 号各号に規定する者，大学院にあっては大学院規則第 15 条各号に規定する者で，本学において科目等履修生として適当と認めたものとする。

2　前項の規定にかかわらず，本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

（出願手続）

第 4 条　科目等履修生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は，学年又は学期の始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え，履修を希望する学部又は研究科を経て，学長に願い出なければならない。

(1)　科目等履修生許可願（別記様式）

(2)　履歴書

(3)　最終学校の卒業証明書

(4)　官公署又は会社等に在職している者は，その所属長の承諾書

(5)　外国人で，既に日本に在住している者（永住者及び特別永住者は除く。）は，外国人登録証明書の写し

2　前項の規定にかかわらず，入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者（以下「現職教育職員」という。）であるときは，前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

（入学志願者の選考及び入学の許可）

第 5 条　前条の入学志願者に対しては，当該学部又は当該研究科の教授会がその定める方法により，選考を行う。

2　前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は，指定の期日までに誓約書を提出するとともに，入学料 28,200 円を納付しなければならない。

3　学長は，前項の手続を完了した者に入学を許可する。

（履修期間の更新）

第6条　前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは，第2条の規定にかかわらず，その期間を更新することができる。

2　前項の更新手続は，前2条の規定を準用する。この場合において，入学料は，納付を要しない。

(授業料)

第7条　科目等履修生は，履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに，指定の期日までに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を納付しなければならない。

2　指定の期日までに授業料を納付しないときは，掲示等により本人及び父母等に督促する。

3　第1項の規定にかかわらず，科目等履修生が，広島大学履修証明プログラム規則(平成20年12月16日規則第172号)に定める履修証明プログラム履修生であり，当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は，当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

(現職教育職員の検定料等)

第8条　現職教育職員については，第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず，検定料及び入学料は，納付を要しない。

2　現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては，前項に定めるもののほか，前条の規定にかかわらず，授業料は，納付を要しない。

(既納の検定料，入学料及び授業料の返還)

第9条　既納の検定料，入学料及び授業料は，返還しない。

(実験，実習等の費用)

第10条　実験，実習等に要する費用は，必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第11条　履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は，当該授業科目の試験を受けなければならない。

2　前項の試験及び出席状況により，所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第12条　前条により授与された単位については，本人の請求により，単位を修得した旨の証明書を交付する。

(大学の命ずる退学)

第13条　学長は，科目等履修生がその本分に反する行為があると認めたときは，退学を命ずることができる。

(履修許可の取消し)

第14条　学長は，科目等履修生が履修の実が上がらないと認めたとき，又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは，当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第15条　この規則に定めるもののほか，科目等履修生に関し必要な事項は，通則又は大学院規則の規定を準用する。

附　則

この規則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

（略）

附　則（平成 22 年 1 月 19 日規則第 1 号）

この規則は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（別記様式略）

９．広島大学既修得単位等の認定に関する細則

（平成 16 年 4 月 1 日副学長（教育・学生担当）決裁）

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

（趣旨）

第 1 条　この細則は，広島大学通則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。）第 31 条第 4 項及び広島大学大学院規則（平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。）第 36 条第 3 項の規定に基づき，新たに広島大学（以下「本学」という。）の学部の第 1 年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

（認定単位数等）

第 2 条　通則第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定による既修得単位等の認定単位数等については，通則第 31 条第 3 項又は大学院規則第 36 条第 2 項に規定する範囲内で，学部又は研究科がそれぞれ定める。

2　本学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）の認定単位数等については，学部又は研究科がそれぞれ定める。

3　副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については，広島大学副専攻プログラム履修細則（平成 18 年 3 月 14 日副学長（教育・研究担当）決裁）又は広島大学特定プログラム履修細則（平成 18 年 3 月 14 日副学長（教育・研究担当）決裁）の定めるところによる。

（手続）

第 3 条　既修得単位等の認定を受けようとする者は，4 月入学者にあっては入学した年度の 6 月 30 日までに，10 月入学者にあっては入学した年度の 12 月 28 日までに，副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあっては登録した年度の 6 月 30 日までに，別記様式第 1 号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて，所属する学部又は研究科（以下「所属学部等」という。）の長に申請しなければならない。

第 4 条　所属学部等の長は，前条の規定による申請があったときは，所属学部等の教授会の審査を経て，第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2　前項の場合において，認定を希望する本学の授業科目（教養教育科目を除く。）のうち，所属学部等以外が開設するものについては，原則として関係する学部又は研究科等（研究科，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。）と事前に協議するものとする。

第 5 条　所属学部等の長は，前条第 1 項の審査の結果について，既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第 2 号又は別記様式第 3 号の既修得単位等認定通知書により，認定を行わなかったときは適宜な方法により，速やかに申請した者に通知するものとする。

2　所属学部等の長は，所属学部等以外が開設する授業科目（教養教育科目を除く。）の既修得単位等の認定を行ったときは，その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

（履修の指導）

第6条　既修得単位等の認定を行ったときは，認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど，所属学部等において適切な指導を行うものとする。

附　則

この細則は，平成16年4月1日から施行する。

（略）

附　則（平成22年3月5日　一部改正）

この細則は，平成22年4月1日から施行する。

（別記様式略）

１０．広島大学長期履修の取扱いに関する細則

（平成 16 年 4 月 1 日副学長（教育・学生担当）決裁）

広島大学長期履修の取扱いに関する細則

（趣旨）

第 1 条　この細則は，広島大学通則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。）第 22 条第 2 項及び広島大学大学院規則（平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。）第 32 条第 2 項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象となる学生）

第 2 条　長期履修を願い出できる者は，職業（定職）を有している者又は本学フェニックス入学制度により入学した者で，修業年限（研究科にあっては標準修業年限）を超えて，一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望したものとする。

（長期履修の期間）

第 3 条　長期履修の期間の最長年限は，通則第 6 条又は大学院規則第 10 条に規定する在学年限の範囲内で，各学部又は各研究科において定める年数とする。

（手続）

第 4 条　長期履修を希望する者は，前期は 4 月 1 日から 4 月 15 日までに，後期は 10 月 1 日から 10 月 15 日までに，所定の長期履修願を所属する学部又は研究科（以下「所属学部等」という。）を経て，学長に願い出なければならない。

2　前項の規定による願い出があったときは，当該学部又は当該研究科の教授会の議を経て，学長が許可する。

3　学長は，前項の規定により許可したときは，所属学部等の長へ通知するとともに，本人へ許可書を交付する。

（履修形態の変更）

第 5 条　在学途中における長期履修への変更は，所属学部等の在学者数（長期履修学生の在学者数は指定の算式による。）が収容定員を超えない範囲内で認めることができるものとする。ただし，卒業又は修了予定年次の者の変更は認めないものとする。

2　既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮（長期履修の取りやめを含む。以下同じ。）は認めることができるものとする。ただし，履修期間の延長は認めないものとする。

3　在学途中における長期履修への変更及び既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮（以下「履修形態の変更」という。）は 1 回に限るものとする。

4　履修形態の変更に係る手続は，前条に準じて行うものとする。

附　則

この細則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 20 年 1 月 15 日　一部改正）

この細則は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

１１．広島大学大学院共通授業科目に関する細則

（平成 22 年 3 月 5 日理事（教育担当）決裁）

広島大学大学院共通授業科目に関する細則

（趣旨）

第 1 条　この細則は，広島大学大学院規則（平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号）第 25 条第 2 項の規定に基づき，広島大学大学院の授業科目のうち，複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目（以下「共通授業科目」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（授業科目及び単位数等）

第 2 条　共通授業科目として開設する授業科目，単位数等は，別表のとおりとする。

2　授業時間割及び履修方法等は，学年の始めに発表する。

（単位数の計算の基準）

第 3 条　各共通授業科目の単位数は，授業の方法に応じ，次の基準により計算するものとする。

(1)　講義及び演習は，15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2)　実験及び実習については，30 時間の授業をもって 1 単位とする。

2　一の授業科目について，講義，演習，実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については，その組み合わせに応じ，前項に規定する基準を考慮して理事（教育担当）が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

（開設）

第 4 条　共通授業科目は，研究科等（研究科，附置研究所，全国共同利用施設，学内共同教育研究施設又は理事室に置くセンター若しくは室をいう。以下同じ。）が開設できるものとする。

2　共通授業科目を開設しようとする研究科等は，その授業計画を作成し，理事（教育担当）の承認を得るものとする。

（履修手続）

第 5 条　学生は，共通授業科目を履修しようとする場合は，毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2　前項の規定による手続をしない者は，履修を認めない。ただし，特別の事由がある場合に限り，当該共通授業科目担当教員の承認を得て，履修を認めることがある。

（単位の取扱い）

第 6 条　学生が修得した共通授業科目の単位は，所属する研究科の履修基準により，当該研究科の修了要件単位に算入することができる。

（雑則）

第 7 条　この細則に定めるもののほか，共通授業科目に関し必要な事項は，理事（教育担当）が定める。

附　則

この細則は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（略）

附　則(平成 24 年 3 月 31 日　一部改正)

この細則は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条第 1 項関係)

科目名	単位数	開設研究科等
アドバンスト・イングリッシュⅠ	2	外国語教育研究センター
プレ・アカデミック・イングリッシュⅡ	2	
人文社会系キャリアデザイン	2	キャリアセンター
理工系キャリアデザイン 1（コミュニケーション，プレゼンテーション）	1	
理工系キャリアデザイン 2（ファシリテーション）	1	
課題発見・問題解決，発想法	1	若手研究人材養成センター
経済事情	1	
実務マネジメント	1	
リーダーシップ手法	1	
アジア経済概論	1	
サステナブル物質科学	2	先進機能物質研究センター
サステナブル生物科学・環境資源科学	2	サテナブル・ディベロップメント実践研究センター
文明共存論	2	総合科学研究科
英米社会論（国際関係）	2	
グローバル・ガバナンス特論（地球市民と平和）	2	社会科学研究科
コミュニケーション能力開発	2	先端物質科学研究科
ベンチャー起業論	2	工学研究科
技術戦略論	2	
知的財産及び財務・会計論	2	
技術移転論	2	
イノベーション技術経営論	2	
Management of Technology for Innovation	2	
Technology Transfer	2	
学術ボランティア演習	1	生物圏科学研究科
生命倫理ディベート演習	1	
Practical work on writing reports and presentation (1)	2	
Practical work on writing reports and	2	

presentation (2)		
生命・医療倫理学	2	医歯薬保健学研究科
科学教育開発基礎論	4	国際協力研究科
能力開発特論	2	
国際関係特論	2	
環境管理技術特論	2	
経済開発政策論	2	
教育開発特論	2	
アジア文化特論	2	
平和学	4	
都市と市民による平和の創造	2	
大規模災害と国際協力	2	

１２．広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則

（平成 18 年 4 月 18 日規則第 91 号）

広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則

（趣旨）

第 1 条　この規則は，広島大学大学院規則（平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号）第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則（平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号）第 16 条第 1 項において準用する広島大学通則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号）第 39 条第 2 項の規定並びに広島大学大学院規則第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則第 24 条において準用する広島大学通則第 56 条の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の大学院又は専攻科の学生で本学の入学試験の成績若しくは本学における学業成績が特に優れているもの又は学術研究活動において特に優秀な成果を修めたもの（以下「成績優秀学生」という。）に対する奨学制度に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第 2 条　成績優秀学生に対する奨学制度の名称は，広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップとする。

（方法）

第 3 条　奨学の方法は，成績優秀学生として決定された年度の後期分の授業料の全額免除とする。

（対象者）

第 4 条　授業料の免除対象者は，大学院又は専攻科の学生で，成績優秀学生として決定されたものとする。

（候補者の推薦枠）

第 5 条　学長は，広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ実施要綱（平成 18 年 4 月 3 日学長決裁。以下「実施要綱」という。）に定める基準に基づき，研究科又は専攻科（以下「部局等」という。）ごとに成績優秀学生候補者の推薦枠を決定し，部局等の長に通知するものとする。

（候補者の選考）

第 6 条　部局等の長は，成績優秀学生候補者を選考するため，選考委員会を設置する。

2　部局等の長は，実施要綱に定める選考のガイドラインに基づき選考基準を定め，公表するものとする。

3　部局等の長は，前項の選考基準に基づき成績優秀学生候補者を選考し，学長へ推薦するものとする。

（成績優秀学生の決定）

第 7 条　学長は，部局等の長からの推薦に基づき，成績優秀学生を決定する。

（表彰）

第 8 条　学長は，成績優秀学生を表彰するものとする。

（雑則）

第9条　この規則に定めるもののほか，広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップの実施に関し必要な事項は，実施要綱の定めるところによる。

附　則

この規則は，平成18年4月18日から施行し，平成18年4月1日から適用する。

（略）

附　則（平成20年1月15日規則第7号）

1　この規則は，平成20年4月1日から施行する。

2　平成19年度以前に入学した学部の学生に係る広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップの取扱いについては，この規則による改正後の広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

１３．広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

（平成 16 年 4 月 1 日副学長（財務担当）決裁）

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

（趣旨）

第 1 条　この細則は，広島大学構内駐車場利用規則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号）第 9 条の規定に基づき，広島大学東広島キャンパス構内（以下「構内」という。）における自動車及び二輪車（以下「車両」という。）の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条　この細則において「自動車」とは，道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいい，「二輪車」とは，同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2　この細則において「部局等」とは，構内に所在する学部，研究科，研究院，図書館，教養教育本部，全国共同利用施設，学内共同教育研究施設，学内共同利用施設，附属学校，学長室，監査室及び理事室をいう。

（入構制限）

第 3 条　構内に自動車により入構しようとする者は，入構の許可を受け，構内駐車証及びパスカード（以下「構内駐車証等」という。）を所持していなければならない。

2　前項に定める入構の許可は，部局等に所属する者にあっては当該部局等の長，その他の者にあっては関係の部局等の長が行う。

（構内駐車証等の許可申請資格等）

第 4 条　前条第 1 項に定める構内駐車証等の許可申請資格者は，次に掲げる者とする。

(1)　部局等に所属する職員で自動車による通勤届出があり，かつ，自動車任意保険のうち「対人賠償保険」（以下「任意保険」という。）の契約を締結をしている者。ただし，次に該当する者は除く。

イ　下見職員宿舎又はがから職員宿舎に居住している者

ロ　県道馬木八本松線，県道吉川西条線，市道下見御薗宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(2)　部局等に所属する学生（研究生等を含む。以下同じ。）で任意保険の契約を締結し，かつ，副学長（学生支援担当）が定める安全教育を受講している者（構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。）。ただし，次に該当する者は除く。

イ　学部学生の 1 年次生及び 2 年次生

ロ　池の上学生宿舎又は国際交流会館に居住している者

ハ　県道馬木八本松線，県道吉川西条線，市道下見御薗宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(3)　構内において食堂及び売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員

(4)　身体に障害を持つなどの特別の理由がある者

(5)　所用のため構内を訪れる外来者

(6)　部局等が委託する庁舎清掃等の業務に従事する者

(7)　商用等のため構内を訪れる業者

(8)　その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事(財務・総務担当)が認めた者

(構内駐車証等の申請が可能な期間等)

第5条　構内駐車証等の許可申請が可能な期間は，次に掲げるとおりとする。

(1)　前条第1号から第3号までに該当する者にあっては，毎年理事(財務・総務担当)が定める日から4月15日までとし，4月16日以降は駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。

(2)　前条第4号から第8号までに該当する者にあっては，随時申請できるものとする。

2　構内駐車証等の種類及び許可申請手続の方法等は，別紙第1のとおりとする。

3　前項の規定にかかわらず，自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは，関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。

(1)　部局等以外に所属する本学の職員が，一時的に自動車により入構するため，ゲート管理要員に身分を証明できる書類等を提示し，その用務を申し出て，認められたとき。

(2)　所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が，一時的に入構するため，用務を申し出て，認められたとき。

(経費等)

第6条　自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については，広島大学(以下「本学」という。)が管理の必要から支弁するもののほか，自動車による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とする。

2　本学が支弁する経費及び利用者の負担金(以下「利用者負担金」という。)については，次に掲げるとおりとする。

(1)　本学が支弁する経費は，利用者が負担する平日の午前6時から午後9時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費以外のもので，本学が管理の必要から支弁する経費とする。

(2)　利用者負担金は，自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。

3　前項第2号に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし，日割り計算は行わないものとする。

区分		利用者負担金
1　第4条第1号から第3号までのいずれか又は第8号に該当する者で，期間が次に掲げるもの		
(1)	1年	7，000円
(2)	半年	3，500円
(3)	1ヶ月	1，000円
2　第4条第4号又は第5号に該当する者		無料
3　第4条第6号又は第7号に該当する者		500円
4　パスカード再発行(1枚)		500円

4　既納の利用者負担金は，返還しない。

5　第3項の規定にかかわらず，第4条第8号に該当する者で期間が1週間以内のものは，利用者負担金を免除するものとする。

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条　構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は，構内駐車証等を他人に貸与し，若しくは譲渡し，又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期限等)

第8条　構内駐車証等の有効期間は，4月1日から翌年3月31日までの間を限度とする。ただし，臨時構内駐車証にあっては，当日限りとする。

(ゲートの運用)

第9条　自動車により入出構できるゲート及び時間等については，別紙第2のとおりとする。

(遵守事項)

第10条　構内において車両を運転する者は，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　歩行者の安全を第一とし，構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。

(2)　構内駐車証は，運転席前面に置くこと。

(3)　構内では，時速20キロメートル以内を厳守し，騒音には特に注意すること。

(4)　駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。

(5)　外来者用駐車場には，外来者以外駐車しないこと。

(6)　身障者用駐車場には，身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第11条　構内の車両の交通指導及び取締りは，理事(財務・総務担当)が指定する者(以下「交通指導員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第12条　車両を運転して入構した者が，この規定に違反した場合は，次に掲げる措置を採ることができる。

(1)　違反車両については，別紙第3の告知書をのり付けした上，当該車両を固定する。

(2)　違反回数が3回以上の者については，以後車両による入構を禁止する。ただし，構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については，直ちに車両による入構を禁止する。

2　前項第1号の規定により車両を固定された者は，学生にあっては指導教員又はチューター，職員にあっては部局等の長，学外者にあっては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を交通指導員に提示の上，固定解除を受けるものとする。

(放置車両に対する措置)

第13条　長期間にわたり構内に放置された車両については，1月間警告措置を採った上，撤去するものとする。ただし，撤去に要した費用は，当該放置車両所有者の負担とする。

(適用除外)

第14条　次の各号のいずれかに該当する自動車で，一時的に入構し駐車しようとする者については，第3条第1項の規定は，適用しないものとする。

(1)　清掃車
(2)　消防車等の緊急自動車
(3)　郵便物，電報及び新聞等の配達自動車
(4)　路線バス等の道路運送事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条に規定する道路運送事業をいう。)に供する自動車
(5)　その他学長が特別に認めた自動車

(事故処理等)

第15条　この細則に定めるもののほか，構内における車両の通行方法及び事故処理等については，関係法令の定めるところによる。

2　駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については，本学は一切責任を負わない。

(臨時の規制)

第16条　緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は，この細則にかかわらず，臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(東広島キャンパス駐車場整理委員会)

第17条　構内における駐車場の安全管理，環境保全及び自動車の無秩序駐車を防止し，駐車場の円滑な運用を図ることを目的に，その方策等について検討する組織として，東広島キャンパス駐車場整理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2　委員会の運営に関し必要な事項は，理事(財務・総務担当)が定める。

(雑則)

第18条　この細則に定めるもののほか，東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は，理事(財務・総務担当)が定める。

附　則

1　この細則は，平成16年4月1日から施行する。

2　この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項(平成11年3月9日全部改正)に基づいて許可されている者は，この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附　則(平成23年3月31日　一部改正)

この細則は，平成23年4月1日から施行する。

(別紙及び別記様式略)